

人口減少・少子高齢化社会における
持続可能な地方行財政運営
に関する調査研究

平成 31 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

人口減少・少子高齢化社会における
持続可能な地方行財政運営
に関する調査研究

平成 31 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の複雑多様化する諸課題の解決に自らの判断と責任において取り組まなければなりません。

また、最近ではICTやAI等を活用した業務改革の推進、財政状況の「見える化」、公共施設等の老朽化対策等の適正管理、上下水道の広域化等の公営企業経営改革など、地方公共団体の財政マネジメントの強化も求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

今後、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、経済が縮小し、税収等が減少する一方で、社会保障関係費等の支出の増加が見込まれ、地方公共団体の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されています。また、財政状況の悪化は、職員の削減や、それに伴う行政サービス等の低下につながり、地方公共団体の運営に支障をきたす恐れがあります。

このような背景の中で、本研究会では、持続可能な行財政運営の実現に向けた検討のため、一部の地方公共団体に御協力を仰ぎ、実際に行っている業務内容や財源等を調査し、その結果をもとに、持続可能な行財政運営を行っていく上での課題の整理とその対応、今後必要となる視点等についてとりまとめました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成31年3月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 山中 昭 栄

目 次

研究概要	1
第1部 地方財政制度	5
第1章 地方財政制度の現状と課題について	7
第2章 地方交付税制度の現状と課題について	39
第2部 小田原市の行財政運営、市営住宅の現状及び分かち合いの創造	67
第1章 小田原市の行財政運営の現状と課題	69
第2章 市営住宅の現状（福祉分野の視点から）	107
第3章 分かち合い社会の創造について	123
第3部 国民健康保険制度及び介護保険制度	131
第1章 国民健康保険について	133
第2章 介護保険の現状と取組について	171
第4部 今年度の研究のまとめ	193
委員名簿等	207

研究概要

研究概要

1 本調査研究の趣旨

人口減少や少子高齢化の急速な進行により、経済が縮小し、税収等が減少する一方で、社会保障関係費等の支出は増加することが見込まれ、地方自治体の行財政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されている。そんな中、地方自治体は、常に地域住民の安心・安全を確保するとともに、生活に必要な行政サービスを提供する機能を維持していかなければならない。

そのため、今年度の研究会では、地方財政制度の現状と課題、地方交付税制度の仕組みや今後のあり方等について、行政側の説明並びに意見交換を行うとともに、地方自治体の事例として小田原市から行財政運営の現状と課題等について意見聴取及び現地視察を行った。本報告書はその内容を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会での自由な議論の結果をできるだけ尊重し、反映した形でまとめている。

2 研究会の開催経緯

今年度は、人口減少・少子高齢化社会における持続可能な地方行財政運営に関して、全5回の研究会を開催した。

第1回研究会（平成30年5月23日開催）では、地方財政制度について、地方財政計画の全体像、歳入歳出の変遷、借入金や基金の残高等の現状、及び財政健全化や一般財源総額の確保等の今後の課題について報告し、質疑が行われた。

第2回研究会（同年7月27日開催）では、小田原市を調査対象として、同市の行財政運営の現状と課題、今後対応が必要な財政需要、人々の協働の進化に向けた「分かち合いの社会」の取組等について説明を受け、意見交換が行われた。

第3回研究会（同年9月28日開催）では、地方自治体が担う主要な行政サービスとして、国民健康保険及び介護保険に係る制度の現状、制度改正の経緯、財政的な観点における課題と対応等について報告し、質疑が行われた。

第4回研究会（同年11月29日開催）では、地方交付税制度について、財源保障・財源調整の状況、マクロの地方交付税総額確保の意義、ミクロの各地方自治体における地方交付税の算定方法、単位費用や補正係数の設定の考え方、近年の制度改革等について報告し、質疑が行われた。

第5回研究会（平成31年2月12日開催）では、小田原市を調査対象として、社会福祉の観点からの市営住宅の現状及びケアタウン構想、就学前教育のあり方、発達支援に関する相談支援センター等の「分かち合いの社会」の取組や、その財源の考え方等について説明を受け、意見交換が行われた。

第1部 地方財政制度

地方財政の現状と課題



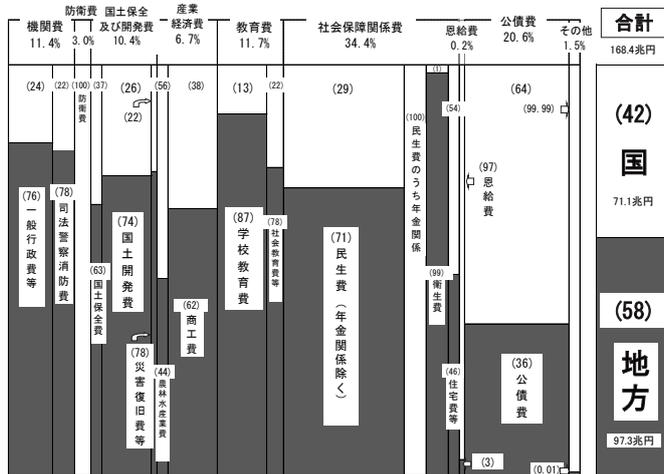
平成30年5月
総務省自治財政局

地方財政の現状

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成28年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



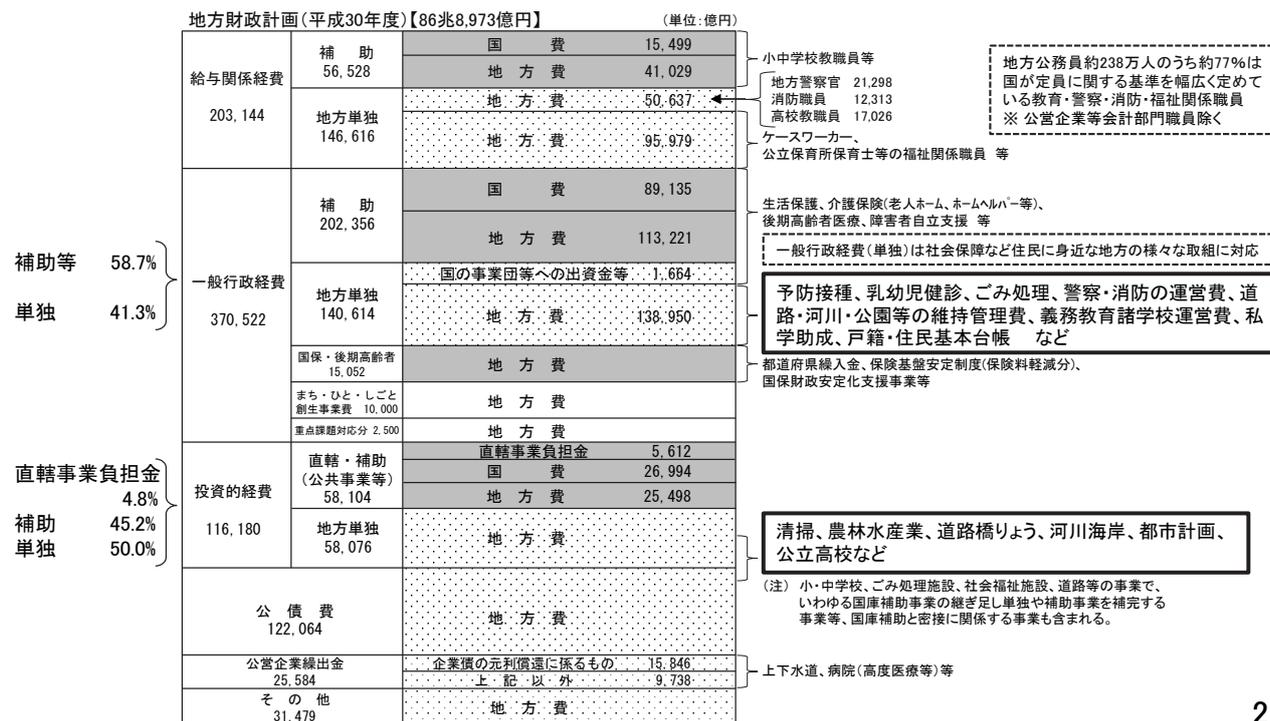
(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成(大学)	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道(国管理以外) ○都道府県道 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成(幼~高) ○公立大学(特定の県)	○生活保護(町村の区域) ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等(用途地域、都市施設) ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護(市の区域) ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○下水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所(特定の市)	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

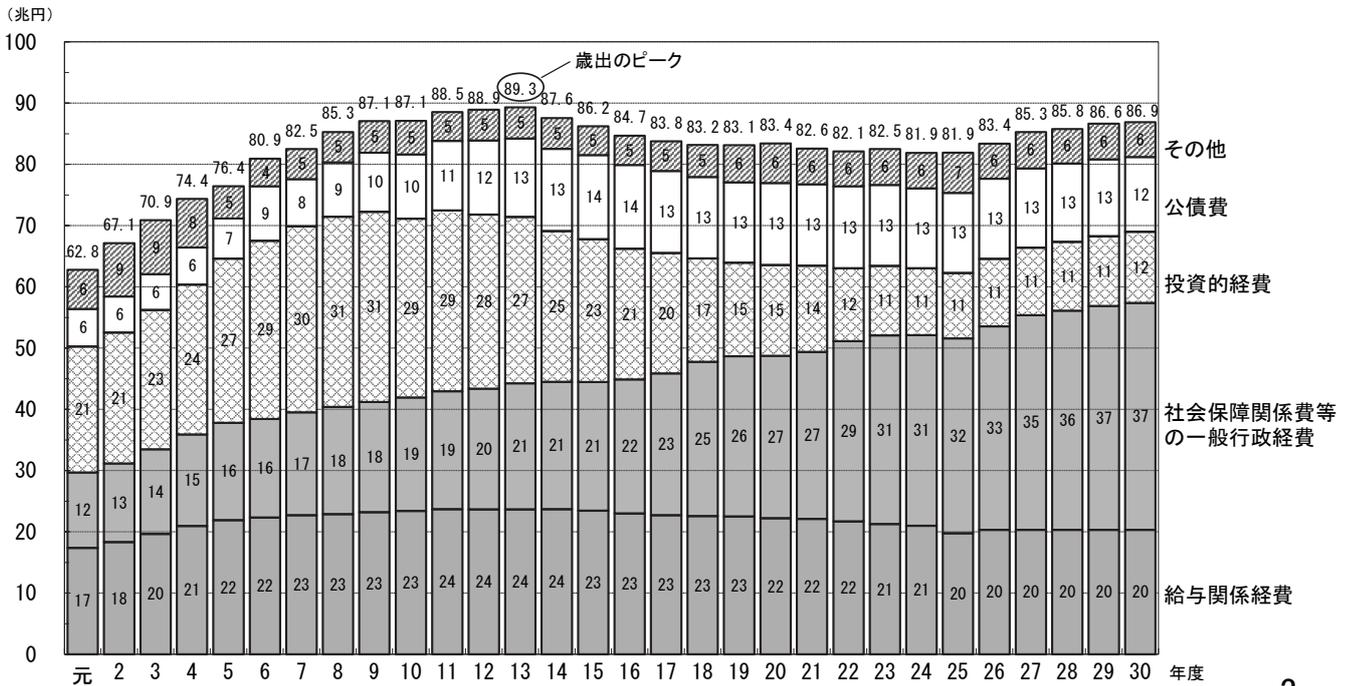
地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。



地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。

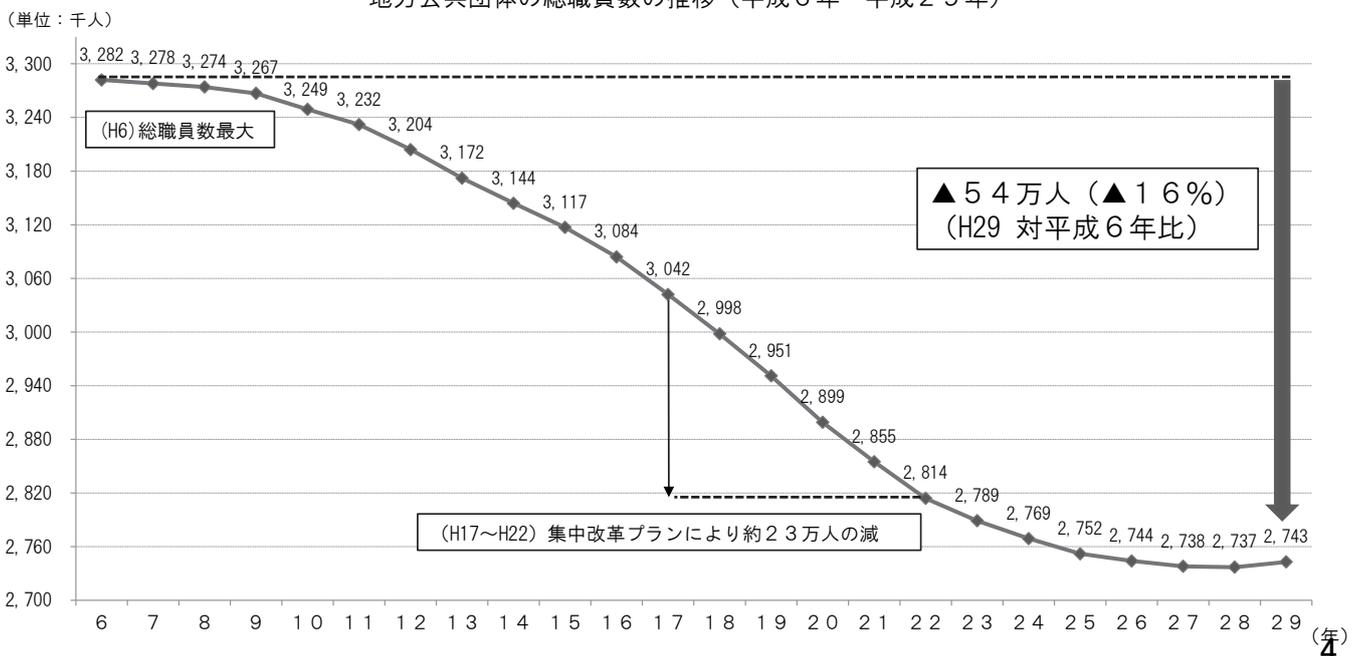


3

地方公務員の総職員数の推移

- 平成29年の総職員数は、対前年比で約5千人増加し、約274万人。
平成6年をピークとして平成7年から減少してきたが、23年ぶりに増加。
〔対平成6年比で約▲54万人（▲16%）〕

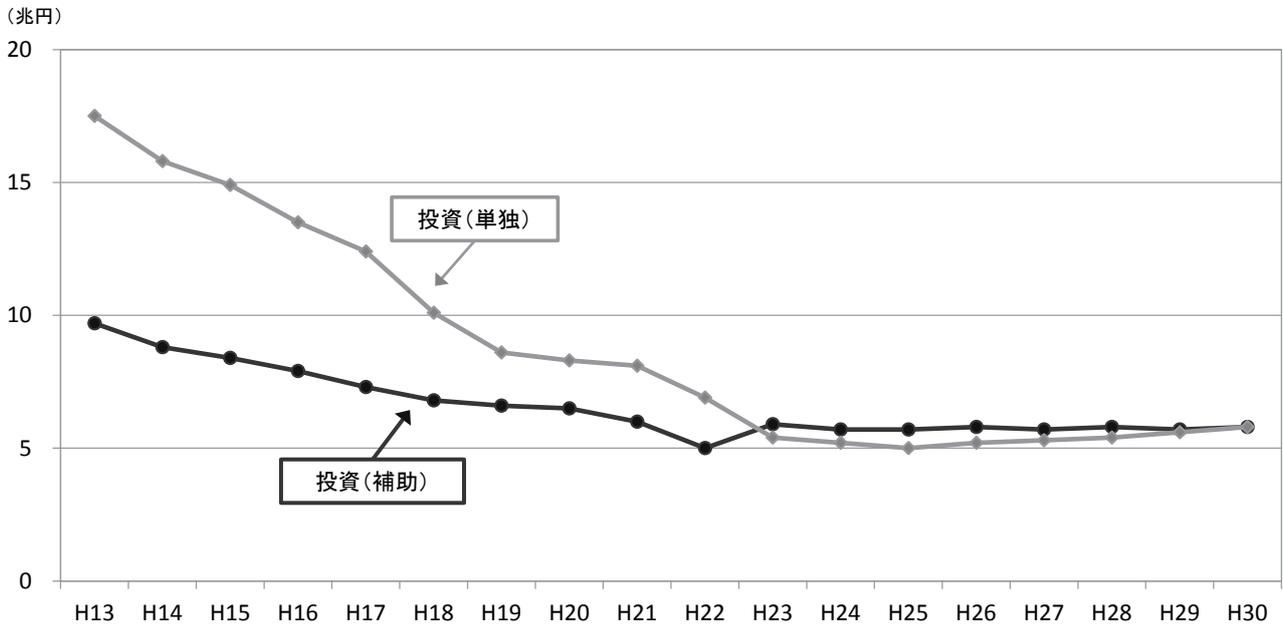
地方公共団体の総職員数の推移（平成6年～平成29年）



4

投資的経費の推移

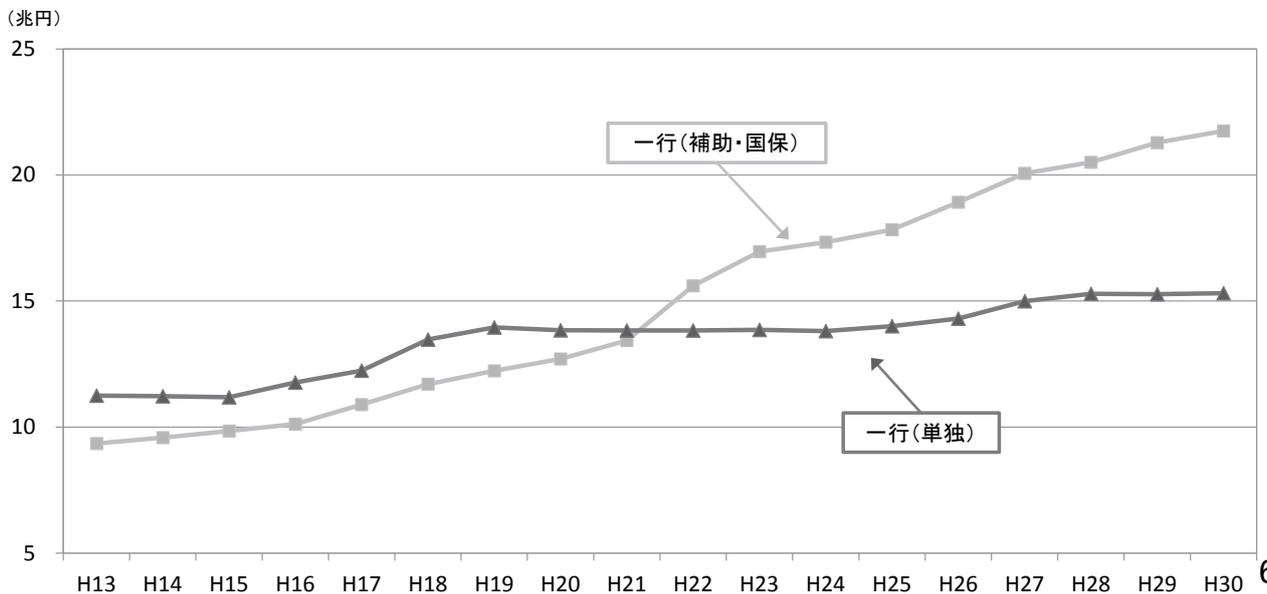
- 投資的経費(単独)は、国の予算の動向や地方団体の決算の状況を踏まえ枠として計上。
- 投資的経費(補助)はピーク時(H9:11.0兆円)から約1/2(H30:5.8兆円)に、投資的経費(単独)はピーク時(H8:20.1兆円)から約1/4(H30:5.8兆円)に減少。



5

一般行政経費の推移

- 一般行政経費(単独)は、国の法令等に基づき実施が義務付けられているが、実施手法等が地方団体に委ねられている事業に係る経費や、地方団体が地域の実情に応じ、自主性・主体性を発揮して課題解決に取り組むための経費。そのため、地方団体の自主性を尊重する観点から、国の予算の動向や地方団体の決算の状況を踏まえ枠として計上。
- 近年、一般行政経費(単独)はほぼ横ばいであるが、一般行政経費(補助)は国の予算に伴い増加。



6

国及び地方の長期債務残高

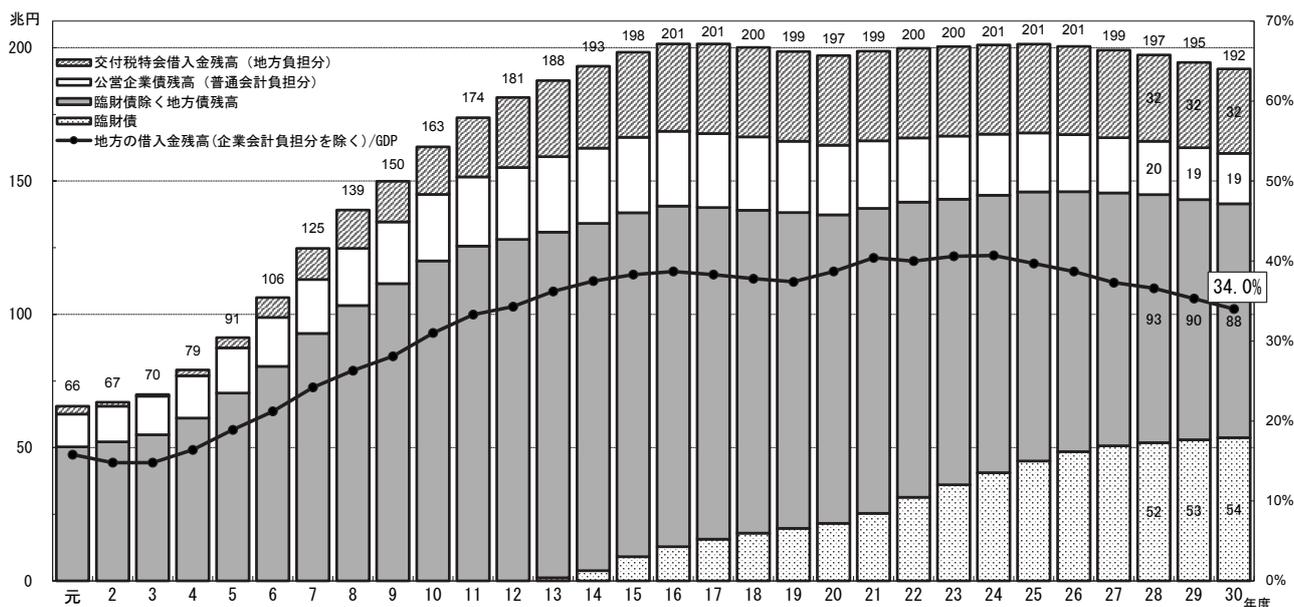
(単位:兆円程度)

	平成元年度末 (1989年度末) <実績>	平成5年度末 (1993年度末) <実績>	平成10年度末 (1998年度末) <実績>	平成15年度末 (2003年度末) <実績>	平成20年度末 (2008年度末) <実績>	平成25年度末 (2013年度末) <実績>	平成26年度末 (2014年度末) <実績>	平成27年度末 (2015年度末) <実績>	平成28年度末 (2016年度末) <実績>	平成29年度末 (2017年度末) <実績見込>	平成30年度末 (2018年度末) <予算>
国	188 (188)	242 (239)	390 (387)	493 (484)	573 (568)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	893 (837)	915 (860)
普通国債 残高	161 (160)	193 (190)	295 (293)	457 (448)	546 (541)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	864 (808)	883 (828)
対GDP 比	39% (39%)	40% (39%)	56% (56%)	88% (87%)	107% (106%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	154% (146%)	157% (147%)	156% (147%)
地方	66	91	163	198	197	201	201	199	197	195	192
対GDP 比	16%	19%	31%	38%	39%	40%	39%	37%	37%	35%	34%
国・地方 合計	254 (253)	333 (330)	553 (550)	692 (683)	770 (765)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,087 (1,031)	1,108 (1,053)
対GDP 比	61% (61%)	69% (68%)	105% (105%)	134% (132%)	151% (150%)	192% (187%)	193% (188%)	193% (186%)	196% (188%)	198% (187%)	196% (187%)

- (注1) GDPは、平成28年度までは実績値、平成29年度及び30年度は政府見通しによる。
 (注2) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:6.7兆円、平成29年度末:6.4兆円、平成30年度末:5.8兆円)及び、基礎年金庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円、平成30年度末:3.9兆円)を普通国債残高に含めている。
 (注3) 平成28年度末までの()内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。平成29・30年度末の()内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
 (注4) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上している。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会費の借入金残高は全額地方負担分(平成30年度末で32兆円程度)である。
 (注5) 平成29年度以降は、地方は地方債計画等に基づく見込み。
 (注6) このほか、平成30年度末の財政投融资特別会計国債残高は94兆円程度。

7

地方財政の借入金残高の状況



(参考) 公営企業債残高(一般会計負担分)の状況

(単位:兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
公営企業 債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24	23	22	

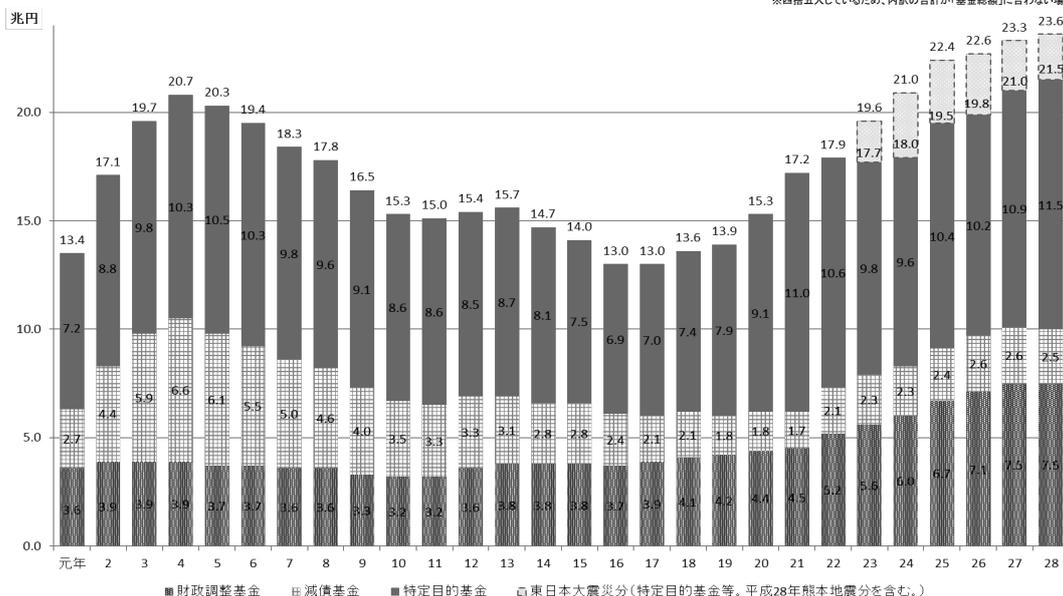
8

基金残高の変動状況

○ 平成18年度末と平成28年度末の地方公共団体の基金残高（東日本大震災分を除く。）を比較すると、平成18年度末は13.6兆円、平成28年度末は21.5兆円であり、7.9兆円の増加となっている。

	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
基金総額	21兆5,466億円	13兆6,022億円	7兆9,444億円	58.4%
都道府県	6兆9,772億円	3兆8,768億円	3兆1,004億円	80.0%
市町村	14兆5,695億円	9兆7,254億円	4兆8,440億円	49.8%

※四捨五入しているため、内訳の合計が「基金総額」に合わない場合がある。



9

平成29年第15回経済財政諮問会議 野田議員提出資料(抜粋)

2. 地方における行政サービス改革の推進と安定的な税財政基盤の確保 ②

<(3) 基金の調査結果の概要>

残高増加(H18年度-H28年度 7.9兆円)の要因

(単位:兆円)

増加要因	交付団体	不交付団体
制度的要因	2.1	0.1
国の施策に基づく基金の増加	0.5	0.1
合併に伴う特別措置終了への備え等	1.7	0.0
将来の歳入減少・歳出増加への備え	3.1	2.5
法人関係係等の変動	0.5	0.3
人口減少による税収減	0.3	0.0
公共施設の老朽化等	1.0	1.1
災害	0.6	0.3
社会保障経費の増大	0.3	0.4
その他	0.4	0.4
計	5.3	2.7

○ 基金積立ての方策

→ 多くの団体が、行革、経費節減により捻出

○ 現在の基金残高の水準(残高/標準財政規模)

→ 東京都及び特別区を除き、平成に入ってから平均とほぼ同じであり、近年は横ばいで推移

○ 中期的(3~5年)な増減見込

→ 具体的な回答のあった基金で、△2.6兆円

今後の方向性

- 地方団体は、行革努力を行いつつ、様々な地域の実情を踏まえて、基金を積み立てており、基金残高を理由に、地方財源を削減することは妥当ではない。
- 基金の調査結果を踏まえ、以下の対応を推進。
 - ◆ 地方の将来不安を取り除くためには、本来的には、法定率の引上げなどによる地方税財源の安定化が望ましい。
 - ◆ 不交付団体の増加額が全体の1/3を占めており、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築。
 - ◆ 交付団体においても、老朽化対策など真に必要な事業は、適宜、適切に実施していける環境を整備。
- 地方における行政サービス改革を推進するとともに、重要課題に適切に対応しつつ、内政を安定的に運営していくため、一般財源総額の確保をはじめ、地方の安定的な税財政基盤を確保。

10

平成30年度の地方財政対策

平成30年度地方財政計画のポイント①

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保等

- ・ 一般財源総額について、子ども・子育て支援等の社会保障関係費やまち・ひと・しごと創生事業費1.0兆円(前年度同額)等の歳出を適切に計上すること等により、前年度を上回る62.1兆円を確保
- ・ 精算減(平成28年度国税決算分)の繰延べ、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等により地方交付税の原資をできる限り確保し、地方交付税(交付ベース)について16.0兆円を確保
- ・ 臨時財政対策債を前年度比▲0.1兆円抑制

(参考:概算要求時点)

地方交付税:15.9兆円(前年度比▲0.4兆円) 臨時財政対策債:4.6兆円(同+0.5兆円)

一般財源総額	62.1兆円(前年度比+0.04兆円、前年度 62.1兆円)
一般財源総額(水準超経費除き)	60.3兆円(同+0.01兆円、同 60.3兆円)
・ 地方税	39.4兆円(前年度比+0.4兆円、前年度 39.1兆円)
・ 地方譲与税・地方特例交付金	2.7兆円(同 +0.1兆円、 同 2.7兆円)
・ 地方交付税	16.0兆円(同 ▲0.3兆円、 同 16.3兆円)
・ 臨時財政対策債	4.0兆円(同 ▲0.1兆円、 同 4.0兆円)

※端数処理のため合計が一致しない場合がある

平成30年度地方財政計画のポイント②

(2) 公共施設等の適正管理の推進等

- 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、河川、港湾等の長寿命化事業やユニバーサルデザイン化事業を対象に追加するなど内容を拡充するとともに、事業費を増額し、0.5兆円を計上(前年度比+0.1兆円)

(3) 歳出特別枠の見直し

- 平成26年度から行ってきた平時モードへの切替えを進めるため、公共施設等の老朽化対策・維持補修のための経費や社会保障関係の地方単独事業費の増に対応した歳出を0.2兆円確保した上で、歳出特別枠(前年度0.2兆円)を廃止

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.4兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

12

平成30年度地方財政計画のポイント③

歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B	区分		30年度 A	29年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税	39.4	39.1	0.4	0.9	歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	地方譲与税	2.6	2.5	0.0	1.5		一般行政経費	37.1	36.6	0.5	1.3
	地方特例交付金	0.2	0.1	0.0	16.3		うち 補助	20.2	19.8	0.5	2.3
	地方交付税	16.0	16.3	▲0.3	▲2.0		うち 単独	14.1	14.0	0.0	0.3
	国庫支出金	13.7	13.5	0.1	0.8		うち まち・ひと・しごと創生	1.0	1.0	0.0	0.0
	地方債	9.2	9.2	0.0	0.3		事業費				
	臨時財政対策債	4.0	4.0	▲0.1	▲1.5		うち 重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	0.0
	臨時財政対策債以外	5.2	5.1	0.1	1.7		地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	0.2	▲0.2	皆減
	使用料及び手数料	1.6	1.6	▲0.0	▲0.6		公債費	12.2	12.6	▲0.4	▲3.0
	雑収入	4.3	4.2	0.1	1.2		維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.6
	その他	▲0.0	▲0.0	▲0.0	26.8		投資的経費	11.6	11.4	0.3	2.3
	計	86.9	86.6	0.3	0.3		直轄・補助	5.8	5.7	0.1	1.5
	一般財源 (水準超経費を除く)	62.1	62.1	0.0	0.1		単独	5.8	5.6	0.2	3.2
	60.3	60.3	0.0	0.0	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0		
					うち 公共施設等適正管理 推進事業費	0.5	0.4	0.1	37.1		
					公営企業繰出金	2.6	2.5	0.0	1.3		
					水準超経費	1.8	1.8	0.0	1.7		
					計	86.9	86.6	0.3	10.3		

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

平成30年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 86.9兆円 (+0.3兆円)	給与関係経費 20.3 (▲0.0)	一般行政経費 37.1 (+0.5) <small>うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(同額) うち 重点課題対応分 0.3(同額)</small>	投資的 経費 11.6 (+0.3)	公債費 12.2 (▲0.4)	その他 5.7 (+0.1)
--------------------------	--------------------------	---	-----------------------------	-----------------------	----------------------

歳入 86.9兆円 (+0.3兆円)	国庫 支出金 13.7 (+0.1)	地方 債等 11.1 (+0.1)	地方税・地方譲与税等 42.1 (+0.4)	臨時財政 対策債 元 通利 等 3.8 (+0.4)	地方交付税 16.0 (▲0.3)	臨時財政 対策加算 0.2 (▲0.5) 臨時財政 対策債 折半分 0.2 (▲0.5)
	国・地方で折半					

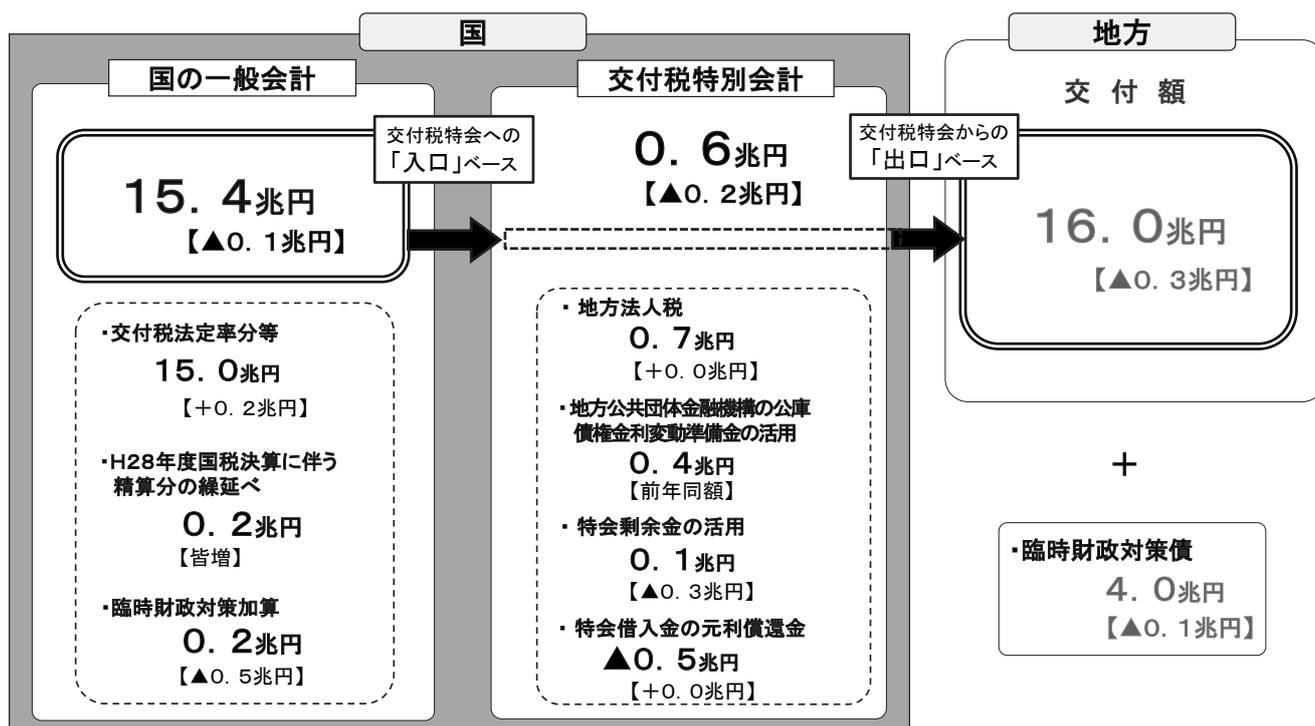
※()内は平成29年度当初からの増減額

地方一般財源総額 ③0 62.1兆円(+0.04兆円)

<参考> 財源不足額 ③0 6.2兆円(▲0.8兆円)
折半対象財源不足額 ③0 0.3兆円(▲1.0兆円)
臨時財政対策債発行額 ③0 4.0兆円(▲0.1兆円)

14

平成30年度 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある
(※)【 】内は平成29年度地方財政計画からの増減額

15

公共施設等の適正管理の推進

概要

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実し、地方財政計画の計上額を3,500億円から4,800億円に増額。

平成29年度 公共施設等適正管理推進事業費（3,500億円）

（対象事業）

- ① 集約化・複合化事業 ② 長寿命化事業 i) 公共用建物
ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設)
③ 転用事業 ④ 立地適正化事業 ⑤ 市町村役場機能緊急保全事業 ⑥ 除却事業

平成30年度 公共施設等適正管理推進事業費（4,800億円）

（対象事業）下線の事業を追加

- ① 集約化・複合化事業
② 長寿命化事業 i) 公共用建物
ii) 社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・
治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)

- ③ 転用事業
④ 立地適正化事業
⑤ ユニバーサルデザイン化事業: 公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業
⑥ 市町村役場機能緊急保全事業
⑦ 除却事業

（事業期間）平成33年度まで

※ 市町村役場機能緊急保全事業は緊急防災・減災事業の期間と合わせ平成32年度まで

※ このほか、公共施設等適正管理推進事業に伴い増加が見込まれる公共施設等の維持補修に要する経費を250億円増額 16

公共施設等の適正管理に係る地方債措置の拡充

平成29年度に創設した「公共施設等適正管理推進事業債」について、長寿命化事業の対象を拡充するとともに、ユニバーサルデザイン化に要する経費を追加するなど内容を充実。あわせて、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化事業について、財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税措置率を引上げ。

公共施設等適正管理推進事業債

（期間：平成29年度から平成33年度まで（⑥は平成32年度まで） ※下線部分をH30年度より追加

※ ①～⑦全て公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑦を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象

① 集約化・複合化事業

〈対象事業〉延床面積の減少を伴う集約化・複合化事業 〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：50%

② 長寿命化事業

〈対象事業〉

【公共用の建築物】施設(義務教育施設を含む)の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業

【社会基盤施設(道路・農業水利施設・河川管理施設・砂防関係施設・海岸保全施設・治山施設・港湾施設・漁港施設・農道)】

所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

③ 転用事業

〈対象事業〉他用途への転用事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

④ 立地適正化事業

〈対象事業〉コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくりの視点に基づく事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%)

⑤ ユニバーサルデザイン化事業【新規】

〈対象事業〉公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

〈充当率等〉充当率：90%、交付税措置率：30%(財政力に応じて30～50%(注))

⑥ 市町村役場機能緊急保全事業

〈対象事業〉昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等

〈充当率等〉充当率：90%(交付税措置対象分75%)、交付税措置率：30% ※地方債の充当残については、基金の活用が基本

(注)義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業(地方単独事業)に係る当該値を下回らないよう設定

⑦ 除却事業

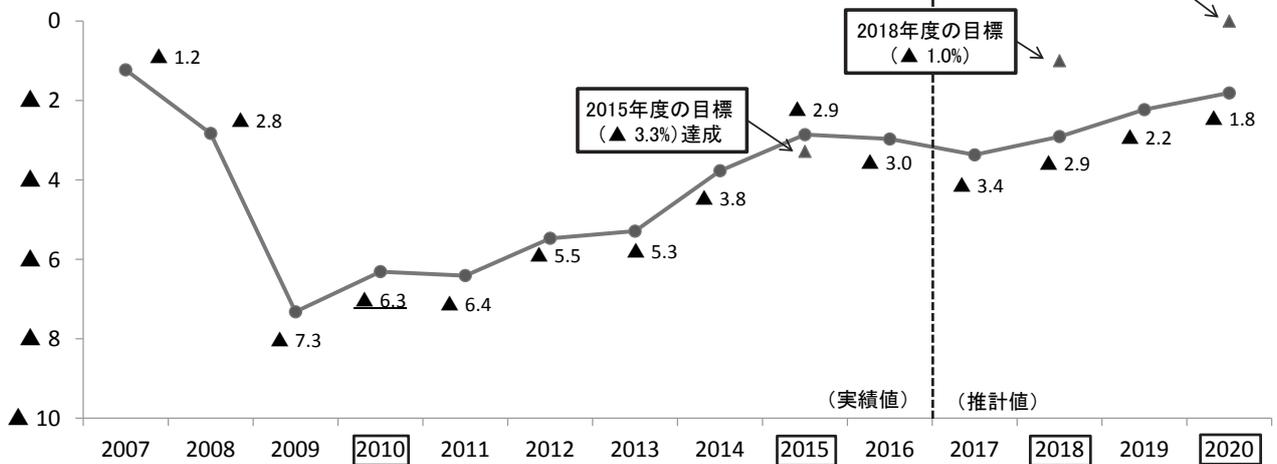
充当率：90%

今後の課題

国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

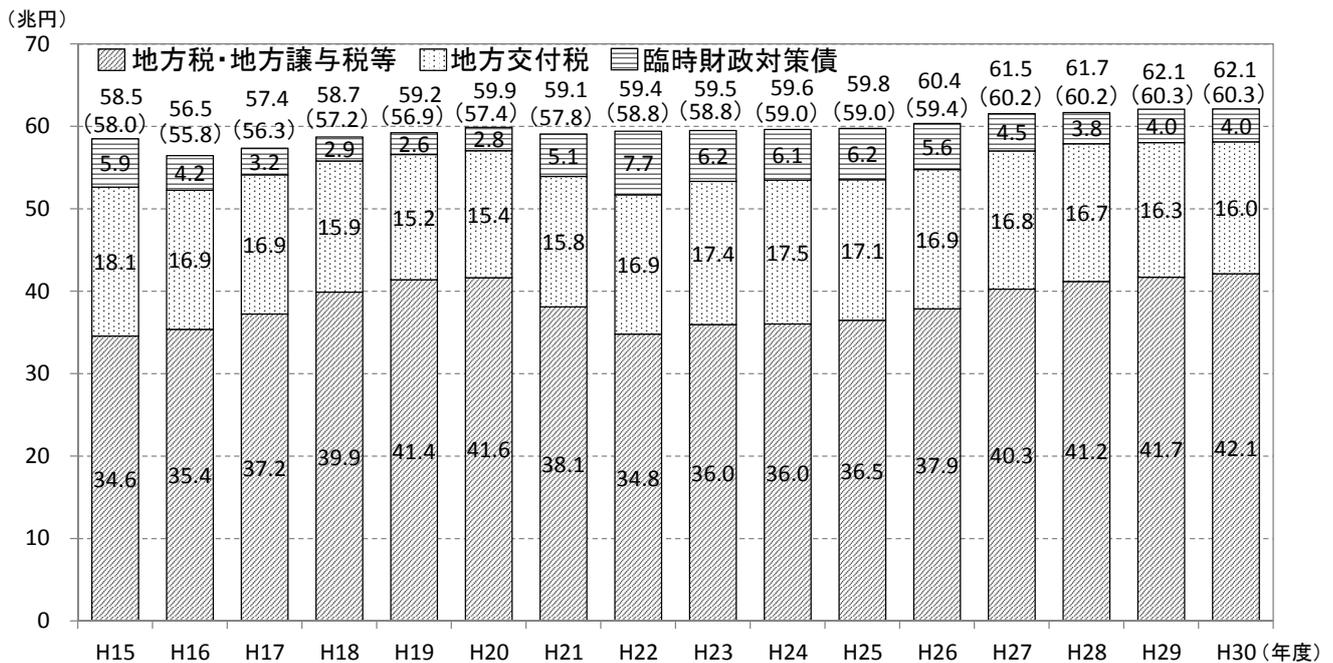
財政健全化については、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。この目標の達成に向け、これまでの経済・財政一体改革の取組を精査した上で、本年の「経済財政運営と改革の基本方針」において、プライマリーバランスの黒字化の達成時期及びその裏付けとなる具体的な計画を示す。(「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(H30.1.22閣議決定・抜粋))

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移と財政健全化目標
 (「中長期の経済財政に関する試算」(平成30年1月23日内閣府)の「成長実現ケース」)



	2010年度	2015年度	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス(対GDP比)	▲31.5兆円 [▲6.3%]	▲15.3兆円 [▲2.9%]	黒字化	▲10.8兆円 [▲1.8%]

地方一般財源総額①



- ※ 地方財政計画ベース
- ※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた
- ※ ()書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース
- ※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

19

地方一般財源総額②

<平成23年度～平成25年度>

○財政運営戦略(平成22年6月22日閣議決定・抜粋)

2. (5)の基本ルール(※)を踏まえ、地方歳出についても国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、上記期間(H23～H25)中、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

※財政の健全化については、まず、国が本戦略に則り改革に取り組んでいくことはもとより、公経済を担う国及び地方公共団体が相協力しつつ行うことが必要である。地方公共団体に対し、上記の国の財政運営の基本ルールに準じつつ財政の健全な運営に努めるよう要請するとともに、国は、地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮し、その自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない。

<平成26年度・平成27年度>

○中期財政計画(平成25年8月8日閣議了解・抜粋)

地方財政についても、地方財政の安定的な運営の観点も踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額については、平成26年度及び平成27年度において、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する(※)。

※東日本大震災に充てられる一般財源を除く。

<平成28年度～平成30年度>

○経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定・抜粋)

国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

20

経済財政諮問会議の開催状況等

H30. 3. 29 第3回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革の中間評価」、
「社会保障及び社会資本整備に関する中長期展望と政策対応について」

H30. 4. 12 第4回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革（社会保障、社会資本整備）」

H30. 4. 24 第5回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革（地方行財政、教育）」

H30. 5. 21 第6回 経済財政諮問会議

- ・「経済・財政一体改革（社会保障、インセンティブ改革、見える化、横展開等）」

<参考> 昨年度の日程

- 5. 23 骨太方針骨子案
- 6. 2 骨太方針素案
- 6. 9 骨太方針閣議決定

21

落ち着いて、やさしく、持続可能な社会の実現

平成30年4月24日
経済財政諮問会議
野田議員提出資料(抜粋)

- 我が国が直面する最大の危機である少子化・人口減少に対応するためには、女性や障害者をはじめ、すべての方々が力を発揮できる「暮らしやすく働きやすい社会」の実現が必要。
「自治体戦略2040構想研究会」において、医療、介護、教育、雇用、インフラなど、2040年頃の内政上の課題を整理。長期見通しから逆算して、今後必要となる施策を検討。
- その基盤として、個性と活力ある地域経済と持続可能な財政を実現することが重要。

経済再生と財政健全化の両立

- これまで「経済財政再生計画」を踏まえ、必要な一般財源総額を確保しつつ、地域経済の再生や行財政改革に取り組んできた結果、地方の財源不足は大幅に縮小したものの、なお巨額の財源不足が生じている。
※財源不足額：㊦13.7兆円⇒㊦6.2兆円
- 今後も、歳出について国の取組と基調を合わせつつ、次ページ以降に記述する改革等に取り組むことにより、地域経済の再生と地方財政の健全化を推進し、国・地方を合わせたPB黒字化に繋げていく。

そのためにも、地方の不安を取り除き、地方団体が予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠。

※地方交付税について、財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を適切に確保するとともに、地方の財源不足を縮小し、臨時財政対策債に頼らない財務体質を目指す等、財政健全化を推進

22

1. 地域経済再生への取組～暮らしやすく働きやすい社会の実現

平成30年4月24日
経済財政諮問会議
野田議員提出資料(抜粋)

(1) 地域の資源を「賢く」活用

キャッシュレスによる新しい地域経済好循環拡大サイクルの創造

- 自治体ポイントによる地域産物等の販売促進(キャッシュレス)
(「自治体ポイント管理クラウド」とマイナンバーカードの活用)
・キャッシュレスのための財源(自治体ポイント)
- 休眠ポイント(クレジットカードのポイントやマイレージ等)
- 各自治体の健康ポイント等
- さらに、地域のキャッシュレス経済を活性化させるため、国の施策(特例的な自治体ポイント)を検討(参考資料を参照)

地域資源を活用した地域の雇用創出と消費拡大の推進

- ローカル10,000プロジェクトの更なる活用
・地域の資源と資金を活用した事業の立ち上げを強力に後押し。
- 地方公共団体を核とした分散型エネルギーシステム構築の強力な推進
・分散型エネルギーシステム構築の全国展開
- 全国各地での分散型エネルギーシステムの構築に向けた機運醸成(「分散型エネルギーアドバイザー」(仮称)の創設等)
- 地方公共団体向けスタートアップ窓口の構築
・関係各省と連携した「総務省事業化ワンストップ相談窓口」による伴走支援の強化
- 事業化に向けた現場での取組みと専門的アドバイスが可能な人材のマッチングの支援(地域おこし企業人等)
- 事業化にあたってのハードルを整理(マニュアルの整備等)。

(2) 一人ひとりが力を発揮できる環境づくりを支援

- 「テレワーク・デイズ」等の取組を通じて「テレワーク」等も活用した「働き方改革」を推進し、生産性とワークライフバランスの満足度を向上。
- フェアな仕組みを構築し、「指導的立場に就く女性割合の向上」など、意思決定過程への女性の参画を推進。
- 「地域女性活躍推進交付金」により、女性の雇用創出等につながる地域の実情に応じた取組を推進。
- 公共施設等の「ユニバーサルデザイン化」の推進により、全ての人にやさしいユニバーサル社会を構築。

(3) コミュニティの力を高める

- コミュニティを支える人材の拡充
・地域おこし協力隊の隊員数の拡充、定住・定着の推進
- 応募者の裾野の拡大(シニア層、在住外国人等)
- 「おためし地域おこし協力隊」(仮称)の創設
- 任期終了後の事業承継・就農等の支援
- 隊員OB・OGによるサポート体制の構築
・地域づくりの担い手として、「関係人口」(移住ではなく、地域と多様に関わる者)の創出を推進。
- コミュニティにおける新たな「共助」の仕組みの構築
・シェアリングエコノミーを活用した地域課題の解決等を推進。
・地域運営組織による持続可能な地域づくりを推進。

(4) 自主的・主体的な地方創生の取組を支援

- ふるさと納税の資金を活用し、地域に「人」を呼び込む「ふるさと起業家支援プロジェクト」「ふるさと移住交流促進プロジェクト」により、地方公共団体の取組を積極的に後押し。
- 地方財政計画に「まち・ひと・しごと創生事業費」を計上。(平成30年度：1兆円)

23

2. 地方行財政改革の推進①

平成30年4月24日
経済財政諮問会議
野田議員提出資料(抜粋)

(1) 「見える化」の推進

地方公会計の資産管理向上等への活用

- 地方公会計について、平成29年度までにほとんどの団体で整備されており、平成30年度以降、団体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等への活用を推進。
※ 地方公会計の整備：平成27年度から平成29年度までの3年間で、統一的な基準に基づき、固定資産台帳と複式簿記の導入を前提とした財務書類を作成。平成29年度までに1,747団体(97.7%)が作成完了予定(平成30年1月末時点)。

小規模団体における公営企業会計適用の推進

- 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを年内に策定。

<公営企業会計適用進捗状況> (平成29年4月1日時点)

団体の区分	下水道	簡易水道
3万人以上の団体	98.8%	92.6%
3万人未満の団体	24.8%	42.0%

※「適用済」又は「適用に取組中」である団体の割合

基金、地方単独事業(ソフト)の見える化

- 地方団体の基金について公表情報の充実を図るよう要請しており、平成29年度決算からの実施を促進。
- 地方単独事業(ソフト)の決算について実態把握と「見える化」を推進(検討会を本年5月に設置)。

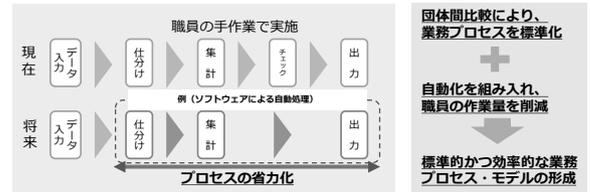
※ 公共施設等総合管理計画に関連する「見える化」については(3)において記述している。

(2) 先進・優良事例の横展開

自治体行政スマートプロジェクト(仮称)の創設

- 本格的な人口減少社会となる2040年頃を見据え、希少化する人的資源を本来注力すべき業務に振り向けるため、自治体の業務のあり方を刷新することが必要。
- 窓口業務等に限定せず、自治体行政の様々な分野で、団体間比較を行いつつ、ICTやAI等を活用した標準的かつ効率的な業務プロセスを構築するプロジェクトを創設。

<業務プロセスの自動化・省力化のイメージ>



民間委託、クラウド化等の推進

- これまで推進してきた民間委託、クラウド化等のICT化・業務改革を引き続き推進。クラウド化については、平成30年度早期に市区町村のクラウド導入団体数に係る新たな目標を設定。
※ 現在のクラウド導入市区町村数(平成29年度末)：1,013団体(目標：約1,000団体)

24

2. 地方行財政改革の推進②

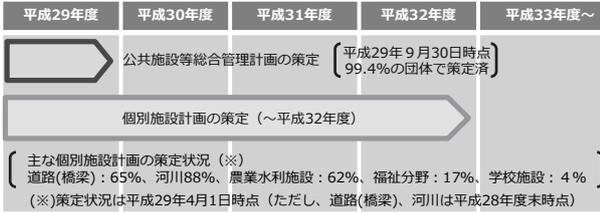
平成30年4月24日
経済財政諮問会議
野田議員提出資料(抜粋)

(3) 効率化に資する賢い投資を推進

公共施設等総合管理計画に基づく賢い投資を推進

- 公共施設等総合管理計画に基づき、関係省庁と連携して早期の個別施設計画の策定を促し、**長寿命化、集約化・複合化等により、中長期的に経費の軽減・平準化につながる適正管理を推進。**

<イメージ>



公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額の見える化

- 公共施設等総合管理計画について、中長期的な維持管理・更新費の見通しの精緻化を促進するとともに、**平成33年度までに、適正管理に取り組むことによる効果額を示すよう要請。**

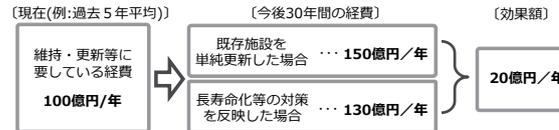
※平成32年度までに個別施設計画を策定することとしており、これを踏まえて効果額等を算出。

(4) 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築

地方税源の偏在是正に向けた取組

- 近年、経済再生への取組により地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向。
人口一人当たりの地方税収の格差(※): 地方税全体 2.4倍 地方法人二税 6.1倍
(※)平成28年度決算額。人口一人当たりの税収額に係る最大の都道府県と最小の都道府県の倍率。
- 地方創生の推進と一億総活躍社会の実現に向け、税源の豊かな地方団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、共に持続可能な形で発展をしていくため、新たに抜本的な取組が必要。
- 地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。**

<イメージ>

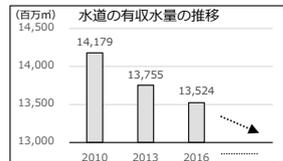


水道・下水道の広域化等の推進

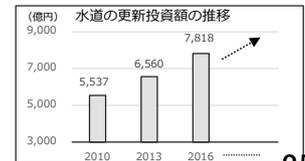
- 大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道について、**広域化の推進を含め、事業の持続的経営を確保するための方策等を検討する研究会(※)を立ち上げており、具体的な方針を年内に策定。**

(※) 水道財政のあり方に関する研究会、下水道財政のあり方に関する研究会

<人口減少に伴う有収水量の減少>



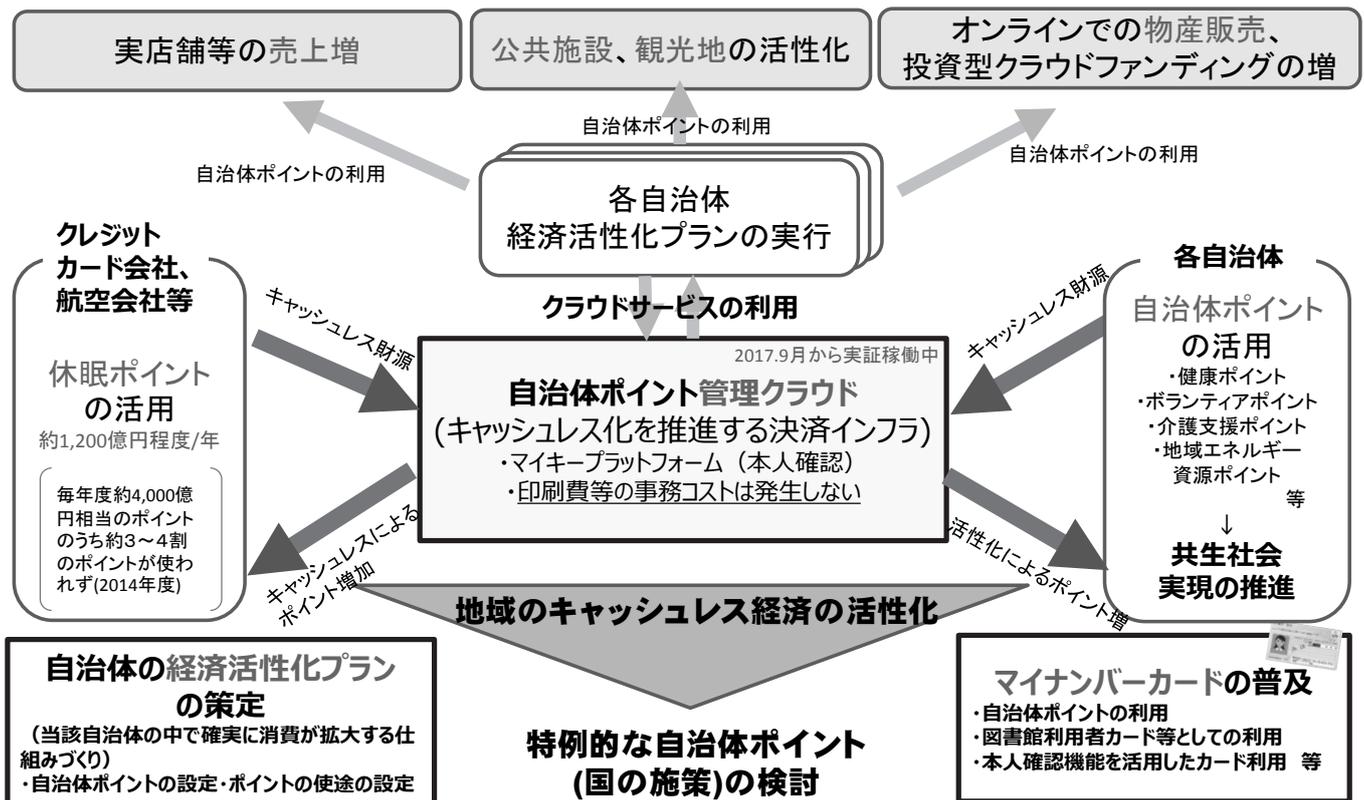
<施設の老朽化>



25

キャッシュレスによる新しい地域経済好循環拡大サイクルの創造(イメージ)

平成30年4月24日
経済財政諮問会議
野田議員提出資料(抜粋)



<全般的事項>

- 地方行財政改革の推進にあたっては、地方の意見を聞きながら丁寧に議論を進め、その内容について理解と協力を得ることが必要。

<1. 今後3年程度の構造改革期間における地方行財政の考え方>

(一般財源総額、国・地方のPB黒字化等について)

- 全体としては、本文1ページのとおり。
- 一般財源総額の目安については、地方団体が予見可能性を持ちながら、計画的な財政運営を行うことができるよう、一般財源総額を安定的に確保するとの考え方に立つことが不可欠。
- 「税収増を地方歳出の増加に充てるのではなく」としているが、地方歳出について国の取組と基調を合わせつつ、地方創生や子ども・子育て支援など地域の課題への対応も含め、必要となる歳出を適切に地方財政計画に計上し、安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保することが必要。

(地方財政計画と決算の比較について)

- 地方財政計画と決算の比較については、比較可能となるよう所要の調整を行った上で、これまでも公表。
- 国が地方単独事業の実績や効果を一義的に判断することは地方団体の自主性・自立性を損なうものであり、法令等によって義務付けられている事業も含め、予算、決算を通じたPDCAについては地方団体が自ら行うべきもの。なお、本文2(1)で示しているとおり、地方単独事業(ソフト)の決算について実態把握と「見える化」を推進。

(自治体の自立的かつ自由度の高い行財政運営について)

- 地方団体が自立的かつ自由度の高い行財政運営を行うためには、本文1ページのとおり、一般財源総額を安定的に確保することが不可欠。なお、総務省においては、「自治体戦略2040研究会」を設置し、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討。

(頑張る自治体の支援、先進事例の横展開、業務のデジタル化・標準化・広域化等について)

- 本文3~4ページのとおり。

<2. 地方行財政分野における重点課題>

(1) 持続可能な地方行財政制度の構築について

- 全体としては、本文1~4ページのとおり。

(社会福祉関連の地方財政における今後の動向の検証と対応策について)

- 地方の社会保障関係費は、国の制度に基づく部分が大半を占めているため、地方財政における今後の動向の検証等に当たっては、制度所管省庁における社会保障関係費の将来推計等が不可欠。

(更なる広域連携の推進方策について)

- 広域連携については、「連携協約」や「事務の代替執行」の制度を地方自治法に設け、連携中枢都市圏等の広域連携施策を展開するなど、あらゆる分野で連携を行う環境を整え、広域連携を推進。

(補助金、地方交付税等の財源の在り方の検討・見直し)

- 総務省においては、「自治体戦略2040研究会」を設置し、将来の人口構造の変化に対応した地方団体の行財政制度の在り方を検討。また、超過課税や法定外税は、地域の実情に応じて、各地方団体の判断と責任で実施されているもの。

(2) 地方行財政改革の推進

(地方自治体の行政手続コストの削減、ICTの活用を通じた標準化・コスト縮減について)

- 内閣府規制改革推進会議行政手続部会において、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日)が取りまとめられた。地方団体の行政手続コストの削減については、各々の許認可等を担当する省庁から地方団体に周知・支援をする必要。
- 地方団体の手続のオンライン化については、重点的に取り組むべき手続を明示した上で、総務省として推進。行政サービスのデジタル化・オンライン化については、まずは、当該行政サービスや制度を所管する省庁において検討した上で、地方団体に周知・支援をする必要。
- 行政サービス自体にICTやAI等の活用を進める取組として、「自治体行政スマートプロジェクト(仮称)」を創設。総務省としては、「プラットフォーム創設」といった制度化ではなく、ICTを活用した効率的な業務プロセス・モデルを生み出すため、地方団体の具体的な取組を積極的に後押し。

(水道・下水道等の広域化・小規模自治体の公営企業会計導入・成功報酬型の公民連携について)

- 本文2(1)(3)のとおり。
- 成功報酬型の公民連携については、政府全体の方針の下で、モデル的な取組により得られた成果の横展開等を関係省庁と連携して推進。

(公営企業・第三セクターの経営改革について)

- 公営企業保有施設の個別施設計画の策定については、関係省庁と連携して、策定を促進。
- 公営企業会計に対する他会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準のほか、各地方団体が、地理的・自然的条件や地域振興の必要性などそれぞれの地域の実情を踏まえて実施。総務省としても、今後とも、様々なヒアリング等の機会を通じ、必要に応じて助言を実施。

(3)「見える化」とPDCAの徹底

- 本文2(1)(2)のとおり。

**<その他(資料3-1(3) 頑張る大学を後押しするための財政支援のメリハリの強化)>
(私大の公立化について)**

- 私立大学を公立化することについては、当該大学がその地域において果たしてきた役割や今後果たしていこうとする役割、その必要性や将来に向けた見通し等を十分検討した上で、大学運営にかかる財政見通しや、地域の声も踏まえ、住民・議会の理解を得て、判断することが必要。これまでの公立化事例についても、各設立団体において公立化の必要性等を十分検討の上、判断されたものと認識。
- これまでの公立化事例について設立団体の財政上の影響を分析するとともに、大学の経営見通しや設立団体の財政負担の見通しを把握し、「見える化」する具体的方策について、文部科学省と連携して検討。
- 地方交付税は、国が用途を制限できない一般財源であり、地方団体の自主性・自立性を確保する観点から、個別団体の運営費交付金と基準財政需要額への算入額との対比を「見える化」することは慎重に考えるべき。
- 公立大学への教育成果に応じた財政支援については、まず「教育成果」について文部科学省で検討することが必要。

資料1-1

地方行財政改革の推進に向けて

平成30年4月24日

伊藤 元重
榊原 定征
高橋 進
新浪 剛史

1. 今後3年程度の期間における地方行財政の考え方

地方の基礎的財政収支は黒字が続き、財政収支も黒字が見込まれている。そうした状況の中、基金も積み増されてきている。今後3年程度の期間においては、引き続き、「目安」を設けて国と歩調を合わせた歳出改革を推進するとともに、人口減少・超高齢化が急速に進展する2020年代を見据えた先手・先手の構造改革を早期に実行していくべき。

- (1) 地方の歳出について、今後3年程度についてはこれまで同様、一般財源の総額に目安を設けながら、国・地方で歩調を合わせて歳出改革に対応すべき。国と地方で歩調を合わせた歳出改革や効率化の取組を推進するため、改革工程表を着実に実行するとともに、今後新たに取組む課題についても、早急に工程化するべき。
- (2) 経済成長により中期的に地方税収等が増加することが見込まれる。国・地方のPB黒字化に向けては、こうした税収増を地方歳出の増加に充てるのではなく、着実に債務残高の引下げに充てるとともに、歳出についても不断の見直しを行っていく必要がある。このため、地財計画と決算の項目を、今後3年程度の間に比較可能なものとし、法令等によって義務付けられている予算や一般行政経費(単独)と地方単独事業の関係の明確化など、PDCAを実行すべき。
- (3) 2020年代には、社会保障費の増加圧力がさらに拡大していく。また、地域コミュニティや社会ネットワーク、福祉・教育・人づくり等に係る新たなサービス需要も増加していく。医療・介護の総合的かつ重点的な政策のとりまとめと歩調を合わせ、こうした課題に、自治体が、より自立的かつ自由度高く、行財政運営できるような、地方財政の持続可能性向上に向けた方策をまとめるべき。
- (4) 歳出効率化や歳入改革に 頑張る自治体を支援 するとともに、「見える化」等を通じて、効果の高い先進事例の横展開を後押しすべき。同時に、業務のデジタル化・標準化・広域化等を後押しして、地方行政においても生産性革命を実現すべき。

2. 地方行財政分野における重点課題

- (1) 持続可能な地方行財政制度の構築に向けて
 - 政府では、2040年を見据えた社会保障関係費の推計、インフラ維持更新費の中長期見通しが策定される予定であり、こうした動向も踏まえつつ、人口減少・超高齢化が進展していく中で、今後必要となる対応策をとりまとめるべき。
 - － 地方単独事業を含め今後拡大すると見込まれる 社会福祉関連の地方財政における今後の動向の検証と対応策
 - － インフラ維持・更新に係る経費の地方財政における今後の動向と長寿命化、インフラ施設の統廃合等をはじめとする横展開の推進方策
 - － 行政コストの効率化に向け、全ての行政分野における更なる 広域連携の推進方策
 - － 地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、補助金、地方交付税等の財源の在り方の検討・見直し(縦割型の国庫補助の見直し・地方分権の徹底、人口を基礎とした基準財政需要の在り方、地財計画の外側での独自財源の確保等)
 - 地方税収の増加に伴って地域間の財政力格差は拡大していくと見込まれる。消費税率を10%に引き上げる際を含め、税源偏在の是正を推進すべき。
- (2) 地方行財政改革の推進
 - 【地方自治体の行政手続コストの削減】
 - 国と歩調を合わせ、地方でも、地方公共団体による許認可・補助金の手続き簡素化、さらに書式・様式の統一について、取組を進めるよう促すべき。
 - 行政手続の簡素化・行政サービスのデジタル化・オンライン化に積極的に取り組む自治体、希望する自治体が参画するプラットフォーム創設を支援すべき。
 - 【ICTの活用を通じた標準化・コスト削減】
 - 自治体における先進的な取組を、KPIを掲げて全国に広げていくべき。まずは、インフラの点検・維持補修、国保や介護給付事務、保育所入所審査等を対象に、関係府省が連携し、ICTなどを活用し、業務手法の標準化・コスト削減を進めるべき。
 - 【PPP/PFIの利活用】
 - 水道・下水道等で広域化や連携、コンセッションの導入を重点的に推進すべき(水道広域化事例の効果の公表、進捗が遅れている小規模自治体での公営企

¹ 規制改革推進会議行政手続部報告書「行政手続コスト削減に向けて(見直し結果と今後の方針)」によれば、鳥取県は国の取組みを上回る行政手続コストの削減(1年間で30%)を見込んでおり、各都道府県が鳥取県と同様の取組を行った場合(20%削減の場合)には約2億時間、5千億円のコスト削減が見込まれると試算。

業会計導入の促進等)。

- 多様・包括的な公民連携(PPP)を推進し、サービスの質と効率性を高めるべき。併せて、成功報酬型を含め、自治体に取組を促すインセンティブを導入すべき。

【公営企業・第三セクターの経営改革】

- 公営企業の広域化、連携、再編・統合など、改革工程表に沿って経営の抜本改革を加速するとともに、各自治体の策定した公共施設等管理計画における公営企業施設(公立病院、観光施設、電気・ガス等)の位置づけの明確化を促すべき。また、公営企業の保有施設の個別施設計画の策定に向け、ガイドラインを早急に整備すべき。
- 公営企業への他会計からの繰入金(年間3兆円)のうち、一定の繰出基準外の繰出金が0.7兆円にのぼる。赤字補てんでの安易な繰入れとなっていないかなど内容及び繰出基準を精査し、必要な見直しを講じるべき。

(3) 「見える化」とPDCAの徹底

- 新たなサービス需要を含め、地方単独事業の動向把握が今後、より重要となる。事業の根拠・法令との関係、事業の実態を定量的なデータで捕捉すべき。
- 自治体の基金の考え方・増減の理由・今後の方針の公表に関し、総務省は、統一的な様式での公表を促すとともに、容易に比較できるよう一覧化すべき。
- 「見える化」されたデータを活用し、自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていく機会・場を拡大すべき。また、関心が低い層への積極的アプローチなど、戦略的な情報発信を図るべき。

(3) インフラ・公共施設・公共交通 (①インフラ・公共施設)

平成30年4月26日
自治体戦略2040構想研究会
第一次報告(抜粋)

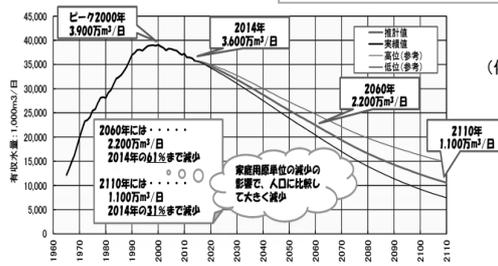
社会資本の老朽化の現状

＜建設後50年以上経過する社会資本の割合＞

	H24年3月	H34年3月	H44年3月
道路橋 【約40万橋 ^{注1)} (橋長2m以上の橋約70万のうち)】	約16%	約40%	約65%
トンネル 【約1万本 ^{注2)} 】	約18%	約31%	約47%
河川管理施設(水門等) 【約1万施設 ^{注3)} 】	約24%	約40%	約62%
下水道管きよ 【総延長:約44万km ^{注4)} 】	約2%	約7%	約23%
港湾岸壁 【約5千施設 ^{注5)} (水深-4.5m以深)】	約7%	約29%	約56%

注1) 建設年度不明橋梁の約30%分については、割合の算出に反映していない。
注2) 建設年度不明トンネルの割合については、割合の算出に反映していない。
注3) 建設年度不明の河川管理施設のうち、建設年度が不明な約1,000施設を含む。50年以内に建設された施設については概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約1%未満と推定し、割合の算出に反映していない。
注4) 建設年度が不明な約15万kmを含む。50年以内に建設された管きよについては概ね記録が存在していることから、建設年度が不明な施設は約3%未満と推定し、割合の算出に反映していない。建設年度が不明な施設のうち、建設年度が不明な施設は約1%未満と推定し、割合の算出に反映していない。
注5) 建設年度不明岸壁の約10%分については、割合の算出に反映していない。
出典:内閣官庁「インフラ老朽化対策の推進に関する関係府庁連絡会議(第1回)(平成25年10月16日)」参考資料より作成

水道の有収水量の見通し

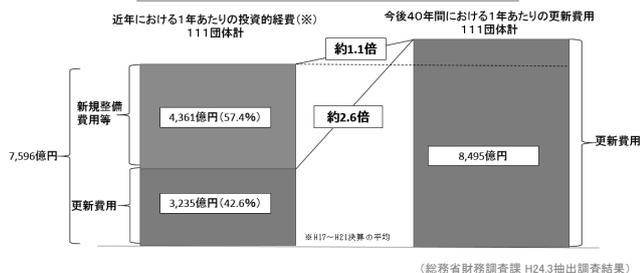


(例)小規模市町村(A町)の水道事業の見通し

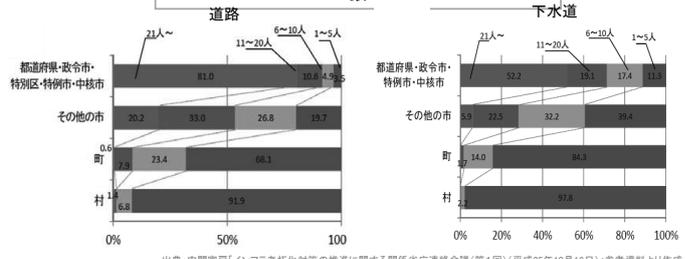
	H29(2027)	H39(2037)	H49(2047)
給水人口	1.2万人	1.0万人	0.8万人
供給単価 (円/m ³)	174.6	323.6	602.7
平均的な4人 家族の料金	3,957円	7,335円	13,661円

※出典:厚生科学審議会(水道事業の維持・向上に関する専門委員会)報告書
※高位、低位は、日本の将来推計人口の死亡出生高位(高位)、死亡出生低位(低位)の推計結果

公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用



社会資本の維持管理・更新業務を担当する職員数



- ✓ 老朽化したインフラ・公共施設が増加する。
- ✓ 人口に対し規模が過剰な公営企業は、料金が上昇するおそれがある。
- ✓ 公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用は、現状の更新費用を大きく上回る。
- ✓ 小規模市町村を含め、社会資本の維持管理・更新業務を実施する体制の確保が求められる。

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

背景

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

公共施設等総合管理計画の策定（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請） ※平成26～28年度の3年間で策定

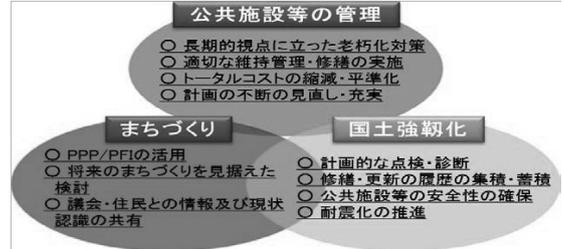
＜公共施設等総合管理計画の内容＞

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもの。

＜公共施設等総合管理計画の策定状況＞

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

【取組の推進イメージ】



個別施設計画の策定（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定） ※平成32年度までに策定

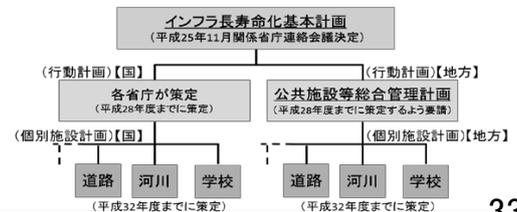
＜個別施設計画の内容＞

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策

次回の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

【インフラ長寿命化計画の体系】



33

主な個別施設計画の策定状況

平成29年12月25日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議第5回幹事会資料(抜粋)

分野	対象施設	計画策定率
警察施設	庁舎等	38%
消防関係施設	消防庁舎	22%
学校施設	公立学校施設	4%
社会教育施設	社会教育施設（社会体育施設及び文化会館等を除く。）	8%
水道分野	上水道施設	73%
医療分野	病院	0%
福祉分野	児童福祉施設等	17%
農業水利施設	ダム、調整池、ため池、頭首工、水路、用排水機場、施設機械等	62%
農道	橋梁（橋長15m以上）及びトンネル	13%
農業集落排水施設	管路施設、処理施設	36%
地すべり防止施設	抑止工、抑制工	8%
治山	保安施設事業に係る施設、地すべり防止施設等	37%
林道	橋梁（橋長4m以上）、トンネル及びその他重要な施設	22%
漁港施設	外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設	70%
漁場の施設	増殖場、養殖場	53%
漁業集落環境施設	漁場集落排水施設	14%
工業用水	工業用水道事業	31%
道路	橋梁（橋長2m以上）	65%
河川・ダム	主要な河川構造物	88%
砂防	砂防設備（砂防堰堤、床固工等）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	80%
海岸	堤防・護岸・胸壁等	18%
下水道	管路施設、処理施設、ポンプ施設	43%
港湾	外郭施設	63%
公園	都市公園	90%
住宅	公営住宅	89%
廃棄物処理施設	一般廃棄物処理施設	8%
地方公共団体庁舎	地方公共団体庁舎	8%

(注) ・計画策定率については、分野により、地方公共団体所有でない施設が含まれているものもある。
 ・策定状況は、平成29年4月1日時点（ただし、道路、河川・ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、公園、住宅は平成29年3月31日時点）。

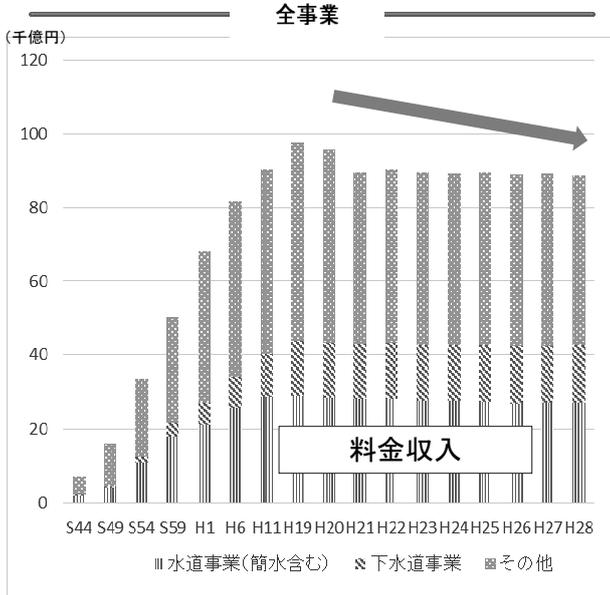
34

地方公営企業を取り巻く経営環境の変化

① 地方公営企業の料金収入の推移

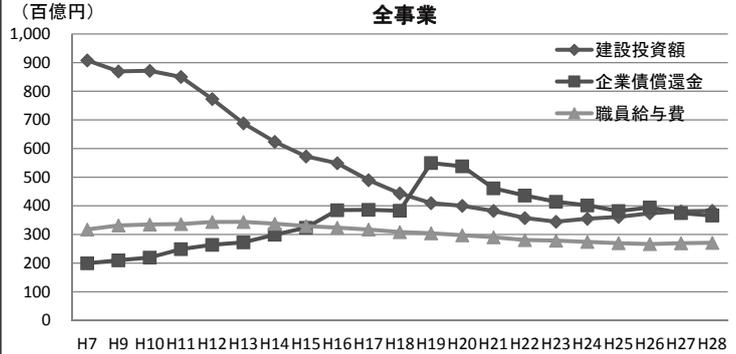
・人口減少等に伴い、料金収入は減少傾向にある。

水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。
普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少に転じることが想定される。



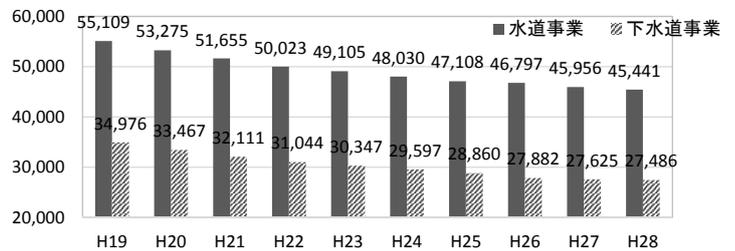
② 建設投資額の推移

・建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から5年連続で増加傾向。



③ 水道事業・下水道事業の職員数の推移

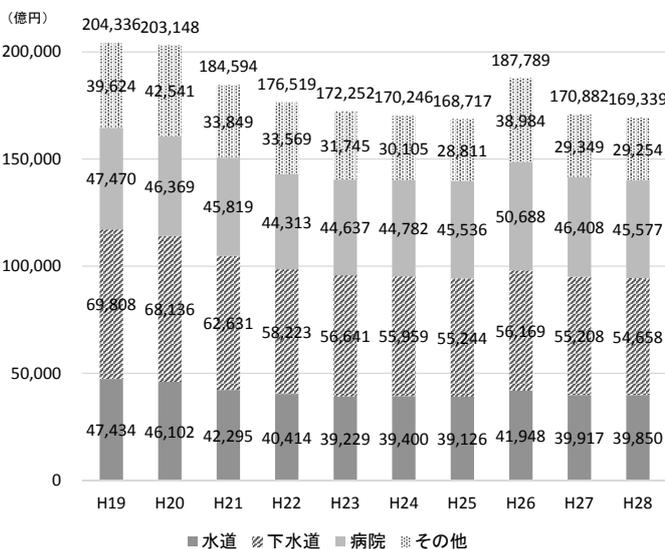
・民間委託など民間活用の推進等により、上下水道事業の職員数は減少傾向。



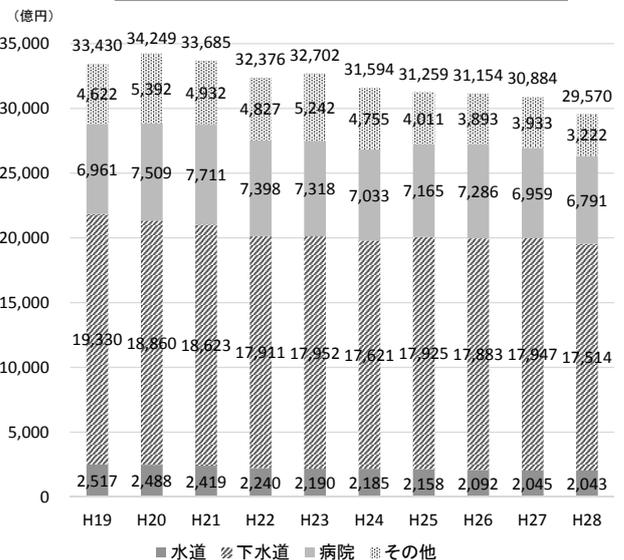
地方公営企業の現状

- 決算規模は、平成28年度決算で16兆9,339億円(対前年度△1,543億円、0.9%減少)であり、ここ数年は横ばいの傾向にある。(平成26年度決算は、会計基準の見直しに伴い規模が拡大)
- 他会計繰入金は、平成28年度決算で2兆9,570億円(対前年度△1,314億円、4.3%減少)。
近年は減少傾向にあるが、繰入額が大きい事業のうち、下水道事業は減少傾向だったものがここ数年は横ばいの傾向にあり、病院事業は横ばいの傾向にある。

地方公営企業の決算規模の推移

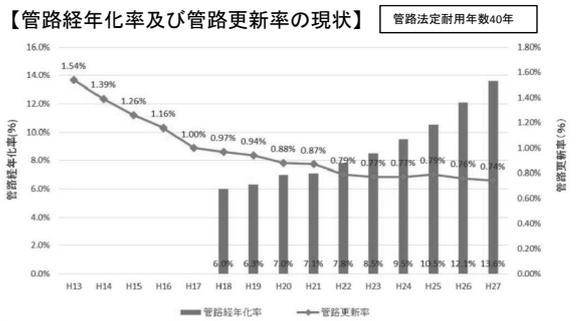
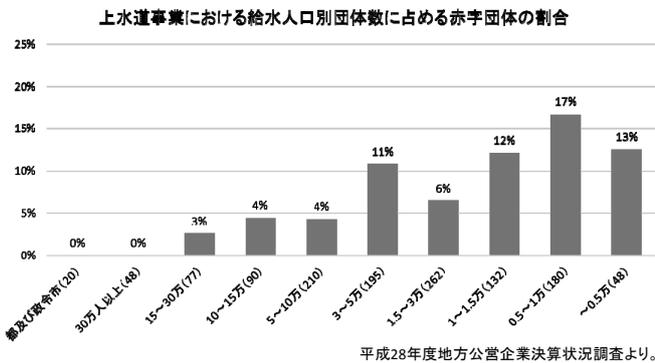
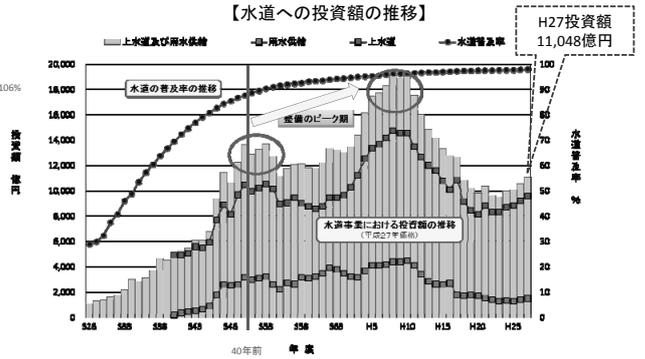
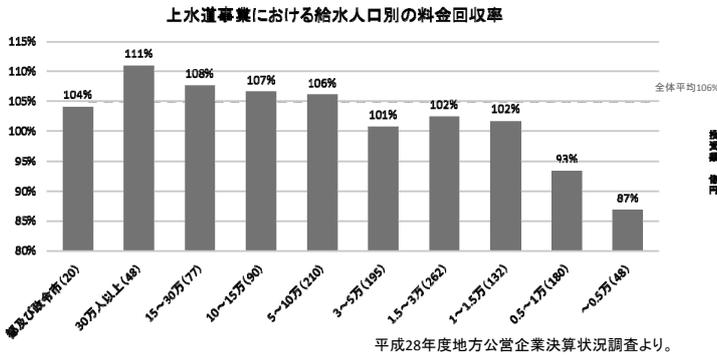


地方公営企業の他会計繰入金の推移



水道事業の現状と課題

- 給水人口が少ないほど、料金回収率が低くなる傾向にあり、赤字団体の割合も、給水人口が少ない団体に多い傾向がある。
- 投資額の減少とともに、管路更新率も低下しており、耐用年数を超えた管路が増加している。
- 今後、これまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

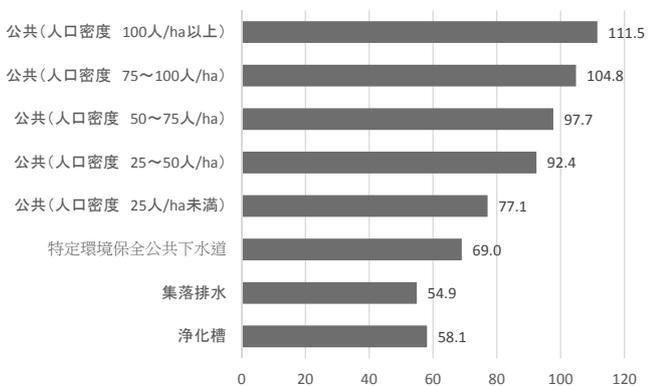


厚生労働省資料を一部加工 37

下水道事業の現状と課題

- 処理区域内人口密度の低い公共下水道や集落排水、浄化槽の事業で、必要な汚水処理費用を使用料収入で賄っている割合を示す経費回収率が低い傾向がある。
- 小規模な団体が公営企業会計適用の取組が進んでいない。
- 今後、処理場、管路施設などのこれまで整備された施設が大量に更新時期を迎える。

■ 経費回収率 (%) (H28年度)



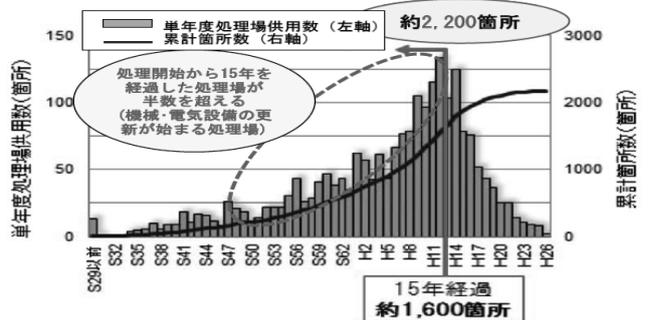
注) 経費回収率: 使用料単価/汚水処理原価
 公共: 公共下水道
 人口密度: 処理区域内人口密度
 集落排水: 農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設及び小規模集合排水処理施設
 浄化槽: 特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設

公営企業会計の適用状況(下水道事業)

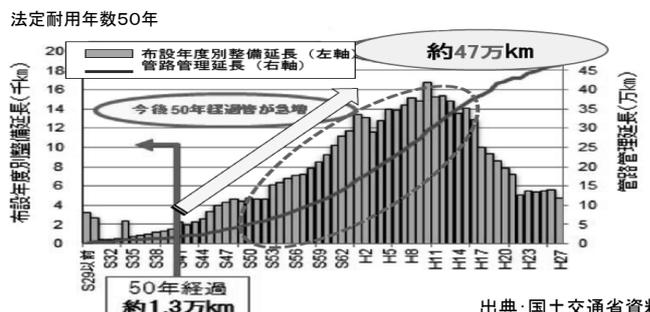
人口3万人以上団体(※)(H29.4.1)	人口3万人未満団体(H29.4.1)
適用済 40.0%	適用済 8.1%
適用に取組中 58.8%	適用に取組中 16.7%

(※) 公共下水道事業及び流域下水道事業

■ 処理場の年度別供用箇所数(H26末現在)



■ 管路施設の年度別管理延長(H27末現在)



出典: 国土交通省資料 38

公営企業会計の適用の推進について

地方公共団体が公営企業の**経営基盤の強化**や**財政マネジメントの向上**等にさらに的確に取り組むためには、民間企業の会計基準と同様の公営企業会計を適用し、**経営・資産等の状況の正確な把握**、**弾力的な経営**等を実現することが必要。

公営企業会計適用の取組状況(H29.4.1時点)

【3万人以上の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合(※)

→ **下水道事業 98.8%、簡易水道事業 92.6%**

(参考) H28.4.1時点 下水道事業 92.9%、簡易水道事業 86.0%

※下水道事業はH27.1.27付け総務省自治財政局長通知で要請している公共下水道及び流域下水道に限る。

なお、下水道事業全体における、公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合は97.3%。

【3万人未満の地方公共団体】

公営企業会計を「適用済」及び「適用に取組中」の団体の割合

→ **下水道事業 24.8%、簡易水道事業 42.0%**

(参考) H28.4.1時点 下水道事業 21.5%、簡易水道事業 40.9%

【公営企業会計適用の推進】

・ 上記取組状況調査の結果を踏まえ、下水道事業及び簡易水道事業の取組が遅れている団体(33団体)が存在する都道府県に対して個別にヒアリングを実施(H29.10)するなど、公営企業会計の取組を推進。

経済・財政一体改革
「集中改革期間」

H26.8 H27.1 H27 H28 H29 H30 H31

ロードマップの提示

要請
(総務大臣通知等)

集中取組期間
(H27年度～H31年度)

○重点事業

下水道事業及び簡易水道事業

*人口3万人以上の団体について、期間内に公営企業会計へ移行(H32.4まで)。

*人口3万人未満の団体についても、できる限り移行。

※その他の事業については、団体の実情に応じて移行を推進。

○移行経費に対する地方財政措置

公営企業債(充当率100%)

元利償還金に対して普通交付税措置

小規模団体における公営企業会計適用の推進

○ 下水道・簡易水道について、人口3万人未満の団体においても公営企業会計の適用が一層推進されるよう、新たなロードマップを平成30年中に策定

(平成30年4月24日 経済財政諮問会議 野田議員提出資料より)

39

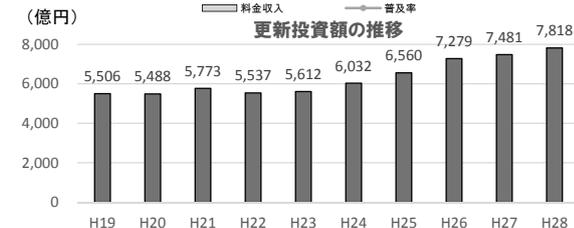
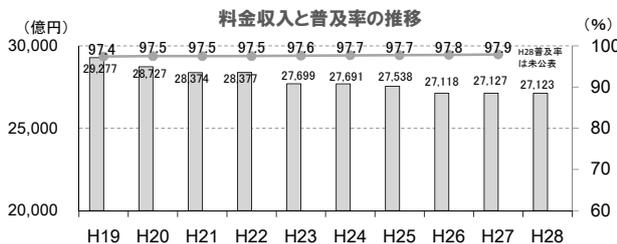
水道事業の課題

○ **普及率は97.9%(H27)。**ほぼ整備が完了。

(最高は100%(東京都、大阪府、沖縄県)、最低は87.3%(熊本県)(H27))

○ **料金収入**は、新規利用者の増がほぼないことや人口減少などによって有収水量が減少し、**減少の一途**。今後、一層の減少が見込まれる。

○ **全国的に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加**してきており、今後、一層の増加が見込まれる。



<水道事業における広域化の取組>

○ 都道府県に対し、以下の項目を要請(28年2月)。

① 平成28年度中に都道府県単位の広域化検討体制を構築
⇒46道府県(※)において広域化検討体制設置(29年3月)

(※)既に広域化を行った東京都を除く

② 平成30年度末までに検討を行い、検討結果を公表

「水道財政のあり方に関する研究会」の開催

【設置目的】

○ 生活に不可欠なインフラである水道事業において、人口減少等による料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大により、**経営環境が厳しさを増すなか、必要な更新投資の実施に伴い、中長期を見通したときに、経営努力を行っても、持続的な経営が困難な団体が出てくる**ことが懸念される。

○ このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

【委員】

氏名	所属
石井 晴夫(座長)	東洋大学 経営学部 教授
有田 仁志	福岡県 北九州市 上下水道局長
石井 尚徳	静岡県 東伊豆町 水道課長
石田 直美	日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
是澤 裕二	厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課長
塩津 ゆりか	愛知大学 経済学部 准教授
関口 智	立教大学 経済学部 教授
名倉 嗣朗	兵庫県 健康福祉部 生活衛生課参事
星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部 教授
望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授

【スケジュール】

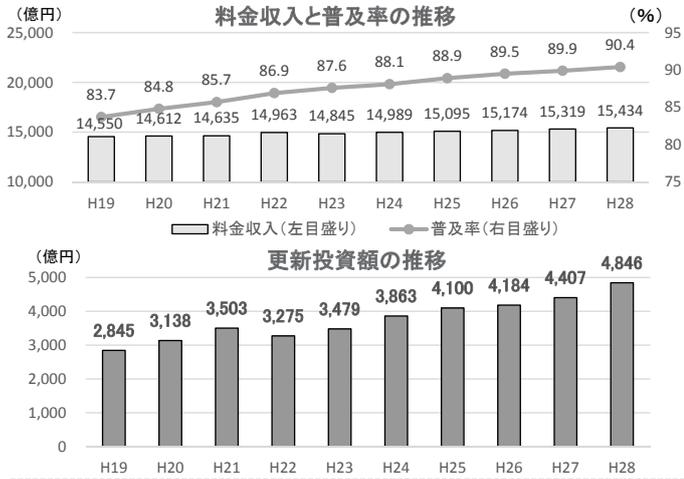
○ 平成30年1月29日(月)に第1回研究会を開催

○ 同年9月に中間報告、10月に最終報告とりまとめ(予定)

40

下水道事業の課題

- 普及率は90.4%^(H28)。整備途上の地域が残るなど、地域差が大きい。
(最高は99.8%(東京都)、最低は58.9%(徳島県)(H28))
- 料金収入は、人口減少などによる減少要素はあるものの、新規利用者の増などによって有収水量が微増し、直近10年間は微増。今後は、減少が見込まれる。
- 都市部を中心に施設等の更新時期が到来。更新投資が増加してきており、今後、全国的な増加が見込まれる。



<下水道事業における広域化の取組>

- 総務省、国土交通省、農林水産省及び環境省の4省連名で、全都道府県に対し、以下の項目を要請(平成30年1月)
- ①平成34年度までに広域化・共同化計画を策定
- ②平成30年度中の可能な限り早期に検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し計画策定に着手

「下水道財政のあり方に関する研究会」の開催

<設置目的>

- 生活に不可欠なインフラである下水道事業において、未普及地域の解消に当たっては、各汚水処理施設(公共下水道や浄化槽等)の中から**最適な整備手法を選択**することを推進する必要がある。
- また、今後、人口減少等に伴う料金収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新投資による支出の増大が見込まれ、**経営環境が厳しさを増す**ことが予想される。
- このため、**各企業における経営努力を推進する方策及び、それを前提とした下水道事業の持続的な経営を確保していくための対応策について検討**する。

<委員>

小西 砂千夫(座長)	関西学院大学 経済学研究科・人間福祉学部 教授
足立 泰美	甲南大学 経済学部 准教授
飯島 淳子	東北大学 法学部 教授
飯島 俊彦	神奈川県 横須賀市 上下水道局経営部経営料金課長
宇野 二郎	横浜市立大学 国際総合科学群 教授
金崎 健太郎	関西学院大学 法学部 教授
齊藤 由里恵	福山女子学園大学 現代マネジメント学部 准教授
田口 秀男	秋田県 建設部 参事(兼) 下水道課長
前田 保夫	石川県 珠洲市 生活環境課長

<オブザーバー>

加藤 裕之	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長
清野 哲生	農林水産省 農村振興局整備部 地域整備課長
松田 尚之	環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽推進室長

(五十音順、敬称略)

<スケジュール>

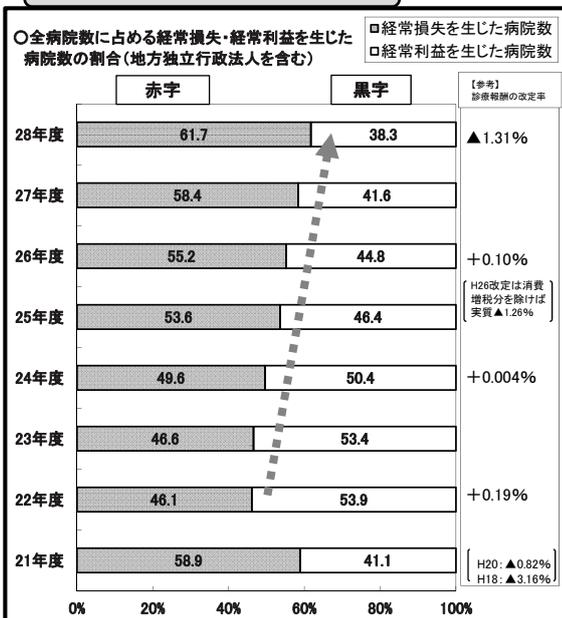
- 平成30年2月22日(木)に第1回研究会を開催
- 9月に中間報告、10～11月に最終報告とりまとめ(予定)

41

医療提供体制の改革と連携した公立病院の経営効率化・再編等の推進

- へき地等における医療や、救急・周産期・災害等の不採算・特殊部門に係る医療の多くを公立病院が担っている中、赤字である公立病院の割合は、平成22年度以降増加傾向。
- 総務省においては、「新公立病院改革ガイドライン」(平成27年3月)に基づき新公立病院改革プランの策定を要請したところ、平成29年3月31日現在で多くの病院が新公立病院改革プランを策定済(800病院(全体の92.7%))。
- 引き続き、地域医療構想調整会議における今後の公立病院の役割等に関する議論の進捗に留意するとともに、公立病院の更なる経営効率化、再編・ネットワーク化等を推進。

経常収支が赤字である病院の割合



新公立改革ガイドライン(H27年3月)に基づく更なる改革の推進

1 新公立病院改革プランの策定を要請

- (1)策定期限:地域医療構想(※)の策定状況を踏まえてH27年度又はH28年度中
- (2)プランの内容:以下の4つの視点に立った取組を明記
(※)都道府県が、2025年の機能別の医療需要・必要病床数と目指すべき医療提供体制等を内容とする地域医療構想を策定(H27～)(平成29年3月31日現在、全ての都道府県で策定済)。

地域医療構想を踏まえた役割の明確化	経営の効率化
・病床機能、地域包括ケア構築等を明確化	・経常収支比率等の数値目標を設定
再編・ネットワーク化	経営形態の見直し
・経営主体の統合、病院機能の再編を推進	・地方独立行政法人化等を推進

2 都道府県の役割・責任を強化

- 再編・ネットワーク化への積極的な参画、新設・建替へのチェック機能の強化等

3 地方財政措置の見直し

- (1)再編・ネットワーク化への財政措置の重点化(H27年度～)

通常の整備	…… 25%地方交付税措置
再編・ネットワーク化に伴う整備	…… 40%地方交付税措置

- (2)特別交付税措置の重点化(H28年度～)

- 措置率(8割)の導入、都道府県の役割・責任の強化、財政力に応じた算定
- 公的病院等への措置も公立病院に準じて継続

42

「新しい経済政策パッケージ」の「人づくり革命」部分

- 「新しい経済政策パッケージ」が2017年12月8日に閣議決定。
- 財源は、1.7兆円が消費増税による増収分、0.3兆円が企業からの拠出金を予定。
- 無償化の対象範囲などの詳細は、2018年夏までに結論。国・地方の役割分担や負担のあり方は、今後整理。

施策項目	経済政策パッケージの主な内容	実施時期等
幼児教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 3歳～5歳までの全ての子供の幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化 ➢ 上記以外の無償化措置の対象範囲等については2018年夏までに結論 ➢ 0歳～2歳児は、当面、住民税非課税世帯を対象として無償化 ➢ 障害児通園施設も無償化 ➢ 医療的ケア児について、看護師の配置・派遣によって受入支援を行うモデル事業を拡充しつつ、医療行為提供のあり方を議論 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年4月から一部をスタート ➢ 2020年4月から全面的に実施
待機児童の解消	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿確保（※必要となる運営費を確保） ➢ 企業拠出金0.3兆円は、企業主導型保育事業と保育の運営費（0歳～2歳児相当）に充当 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2018年度から早急に実施
保育士の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2017年度の人勤に伴う賃金引上げに加え、更に1%（月3,000円相当）引上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年4月から実施
高等教育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 大学、短大、高専及び専門学校には授業料の減免措置、学生個人には給付型奨学金を措置。支援措置の対象は低所得世帯に限定 ➢ 詳細は、検討を継続し、2018年夏までに一定の結論 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年4月から実施
私立高校の実質無償化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 年収590万円未満世帯を対象として実質無償化（※住民税非課税世帯は実質無償化、年収350万円未満世帯は最大35万円、年収590万円未満世帯は最大25万円を支給ができる財源をまずは確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2020年度までに安定的な財源を確保しつつ実施
介護人材の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 勤続年数10年以上の介護福祉士について、消費税引き上げに伴う介護報酬の改定に合わせ、月額平均8万円相当の処遇改善を実施（公費1,000億円） ➢ 障害福祉人材も、同様に処遇改善を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2019年10月から実施
リカレント教育 高等教育改革	<ul style="list-style-type: none"> ➢ リカレント教育を抜本的に拡充するとともに、現役世代のキャリアアップ、中高年の再就職支援など、誰もがいくつになっても新たな活躍の機会に挑戦できるような環境を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用保険制度等の活用も含め、2018年夏に向けて検討

H30. 5. 15時点

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会

趣旨

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき幼児教育の無償化を進めるに当たり、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等について、現場及び関係者の声に丁寧に耳を傾けつつ、保育の必要性及び公平性の観点から検討するため、幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会を開催。

構成員

（座長）増田 寛也 東京大学公共政策大学院客員教授
 （座長代理）樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授
 林 文子 横浜市長
 無藤 隆 白梅学園大学大学院子ども学研究科特任教授

開催実績と今後のスケジュール

第1回（平成30年1月23日）関係者からのヒアリング
 第2回（ 3月 1日）関係者からのヒアリング
 第3回（ 3月 9日）関係者からのヒアリング
 第4回（ 4月 5日）地方自治体からのヒアリング
 第5回（ 4月13日）関係者からのヒアリング
 第6回（ 4月25日）関係者からのヒアリング
 （三重県津市で開催）

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議

趣旨

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）においては、真に必要な子供たちに限って高等教育の無償化を実現することとした上で、具体的に定まっていない事項については、検討を継続し、来年夏までに一定の結論を得ることとされたことを踏まえ、高等教育段階における負担軽減の具体的方策について検討。

構成員

（座長）三島 良直 国立大学法人東京工業大学学長
 （副座長）村田 治 関西学院大学学長
 相川 順子 一般社団法人全国高等学校PTA連合会相談役
 赤井 伸郎 国立大学法人大阪大学国際公共政策研究科教授
 佐竹 敬久 秋田県知事
 千葉 茂 学校法人片柳学園副理事長

開催実績と今後のスケジュール

第1回（平成30年1月30日）
 第2回（ 3月 5日）
 第3回（ 4月11日）
 第4回（ 5月15日）
 第5回（ 5月22日）
 5月～6月 要件等のとりまとめ。人生100年時代構想会議に報告、骨太方針への反映

トップランナー方式について

- 歳出の効率化を推進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するトップランナー方式を推進。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心安全を確保することを前提として取り組む。
- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
- 導入に当たっては、地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映するとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

平成28年度の取組

- 多くの団体が業務改革に取り組んでいる以下の16業務について、トップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇学校用務員事務 ◇本庁舎夜間警備 ◇公用車運転 ◇学校給食(運搬) ◇プール管理 ◇情報システムの運用
 ◇道路維持補修・清掃等 ◇案内・受付 ◇一般ごみ収集 ◇体育館管理 ◇公園管理
 ◇本庁舎清掃 ◇電話交換 ◇学校給食(調理) ◇競技場管理 ◇庶務業務の集約化

平成29年度の取組

- 平成28年度から導入した16業務について、段階的な反映における2年目の見直しを実施。
- 業務の性格、業務改革の進捗、地方団体の意見等を踏まえ、図書館管理等5業務以外の以下の2業務について、新たにトップランナー方式を導入し、段階的な反映における初年度の見直しを実施。

◇青少年教育施設管理 ◇公立大学運営

平成30年度の取組

- 平成30年度に新たに導入する業務はなく、平成29年度までに導入した18業務について、段階的な反映における2年目または3年目の見直しを実施。
- 窓口業務の委託について、地方独立行政法人の活用や標準委託仕様書の作成・全国展開などの取組を強化し、その状況を踏まえ、トップランナー方式の平成31年度の導入を視野に入れて検討。

45

まち・ひと・しごと創生事業費の交付税算定

- 地方財政計画に計上することとしている「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応し、「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)及び「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)において算定することとしている。
- 地方創生の取組を一層促進するため、平成29年度から、「まち・ひと・しごと創生事業費」の地方交付税の算定において、「取組の成果」に応じた算定に、3年間かけて段階的にシフト(平成30年度は2年目の反映)

<人口減少等特別対策事業費>

<地域の元気創造事業費>

年度	人口減少等特別対策事業費		地域の元気創造事業費	
	取組の必要度 に応じた算定	取組の 成果 に応じた算定	行革努力 に応じた算定	地域経済 活性化 の成果に応じた 算定 ※
H28	5,000億円	1,000億円	3,000億円	1,000億円
毎年330億円程度 ずつ3年間で 1,000億円シフト				
H30	4,340億円程度	1,660億円程度	2,340億円程度	1,660億円程度 ※
H31	4,000億円程度	2,000億円程度	2,000億円程度	2,000億円程度 ※

※特別交付税100億円程度を46

合併後の市町村の姿を踏まえた交付税算定の見直しについて(案)

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。(平成26年度以降5年程度の期間をかけて見直し)

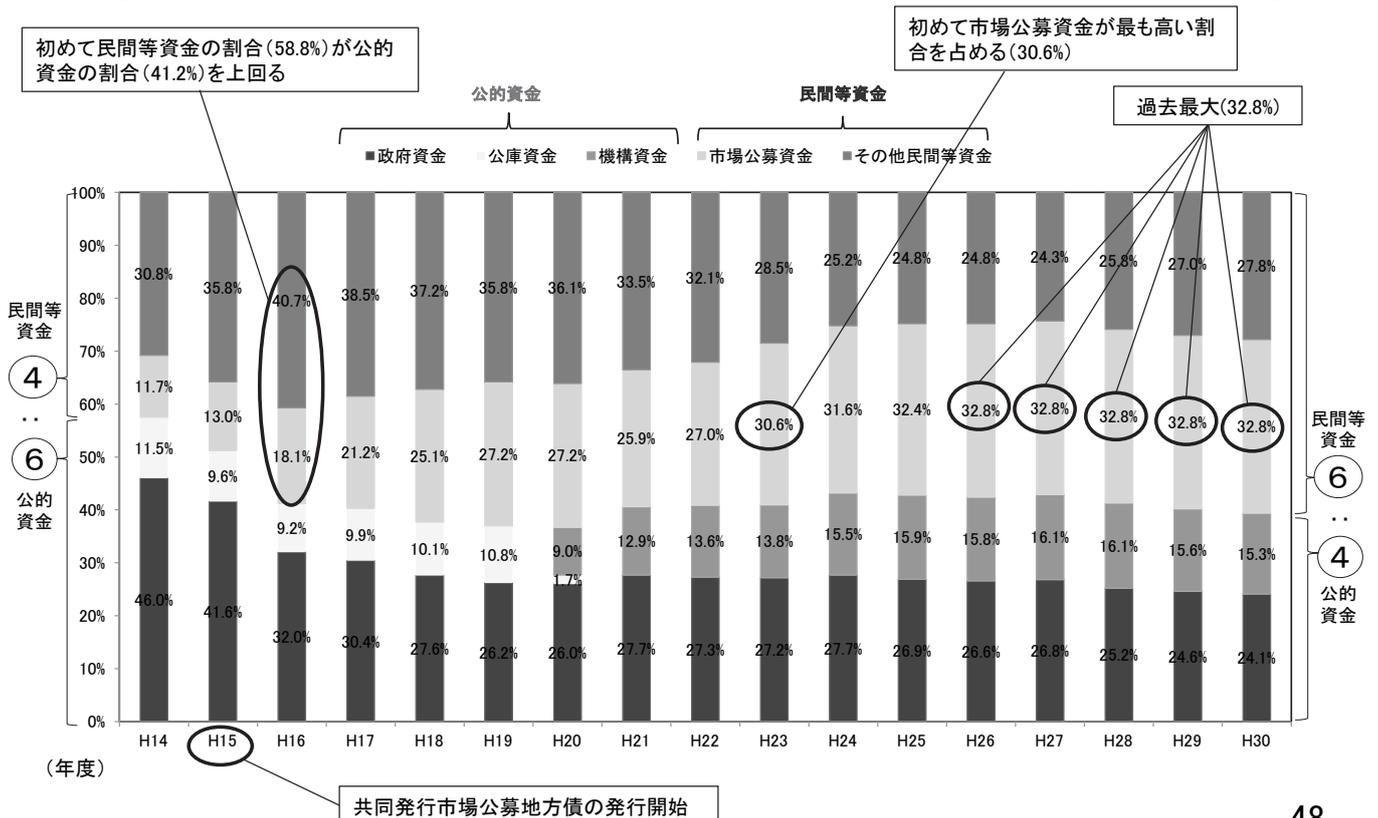
具体的な見直し内容

見直し年度	費目	見直し内容	影響額
H26	地域振興費	・ 支所に要する経費を加算	3,400億円程度
H27	消防費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・ 人口密度による補正を充実	1,100億円程度
	清掃費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映(消防、清掃分)	
H28	保健衛生費、社会福祉費	・ 標準団体の経費を見直し	1,200億円程度
	高齢者保健福祉費	・ 旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を加算	
	その他の教育費、徴税費	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実	
	地域振興費	・ 離島、属島の増嵩経費を反映(保健福祉等分)	
H29	地域振興費	・ 支所に要する経費を増額	500億円程度
	その他の教育費	・ 人口密度による補正を新設	
	都市計画費、その他の土木費 農業行政費	・ 標準団体の経費を見直し	
新 H30	その他の教育費(220億円程度)	・ 標準団体の経費を見直し ・ 人口密度による補正を充実 ※図書館及び社会体育施設	500億円程度
	保健衛生費(60億円程度)	・ 旧市町村単位の保健センター運営費等の経費を増額	
	商工行政費(30億円程度) 地域振興費(40億円程度) 包括算定経費(150億円程度)	・ 標準団体の経費を見直し	
合 計			6,700億円程度

- 上記について、見直し年度以降3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。
- 影響額は、合併団体に対する影響額であり、各年度の算定によって若干の変動がある。

47

地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



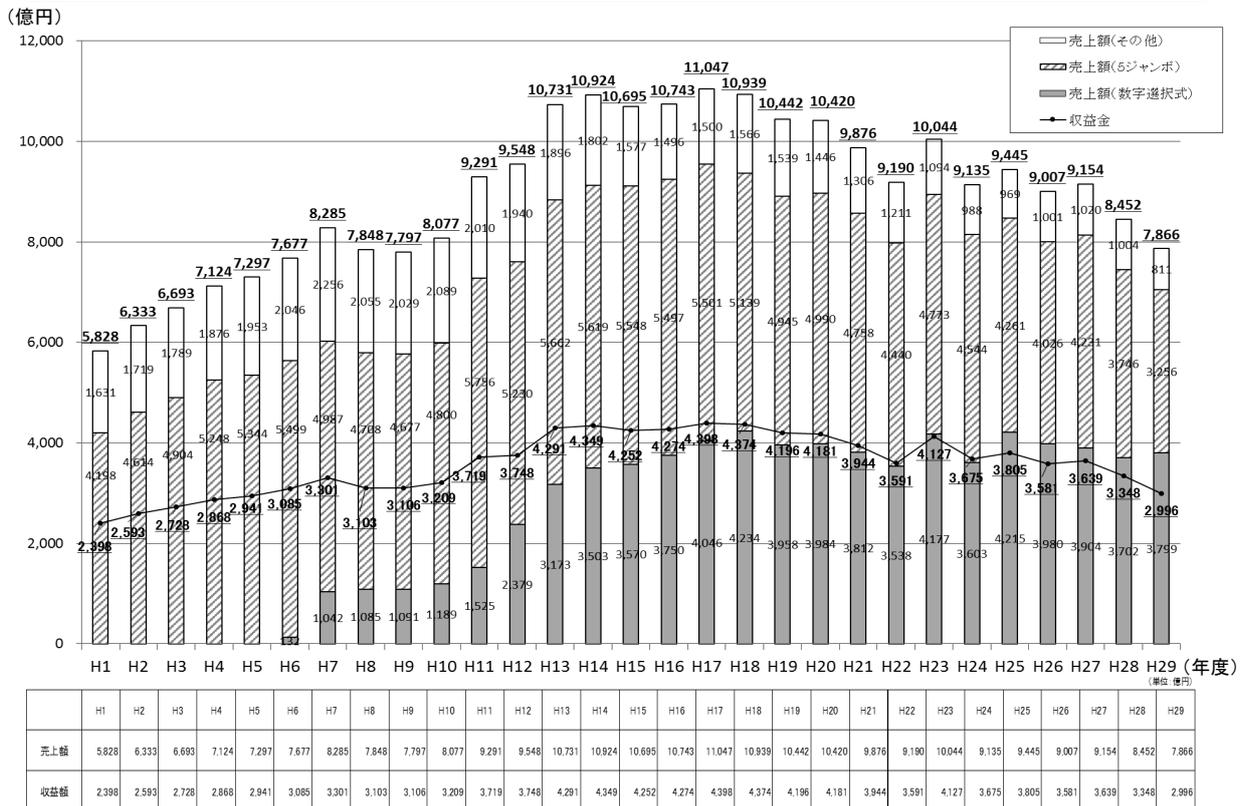
48

全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数 (累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55

49

宝くじの売上額と収益金額の推移



※端数処理の都合により、数値が一致しない場合がある
 ※全国自治宝くじ事務協議会、関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会、近畿宝くじ事務協議会、西日本宝くじ事務協議会等の資料による

50

宝くじのインターネット販売の拡充

H30.1.24に開催された全国自治宝くじ事務協議会(全都道府県・全政令指定都市で構成)において、宝くじのインターネット販売の拡充について議決。

- 地域の公共事業や福祉施策などに活用されている宝くじ財源を確保するため、発売団体(全都道府県及び全政令指定都市)において、インターネット販売を拡充。
- 平成30年10月から、宝くじ公式サイトにおけるインターネット販売が以下のとおり開始される。
 - ⇒ 購入利便性の向上・販売チャネルの拡大
 - ⇒ 「いつでも・どこでも買える」宝くじへ

1. 購入可能な宝くじの種類

- ジャンボ宝くじ・通常くじ(スクラッチを除く)・ナンバーズ・ロト
 - ⇒ ジャンボ宝くじを含め、ほぼ全ての宝くじが購入可能となる。
 - ※ 全宝くじに占めるインターネットで購入可能な宝くじの割合: 43.8% → 93.8% (平成28年度販売実績ベース)
 - ・ 現在、インターネットで購入可能な宝くじは、ナンバーズ・ロトのみ。

2. 購入利便性の向上

- クレジットカード決済により購入可能となる。
 - ・ 現在、インターネット販売における決済手段は、インターネットバンキングによる口座引落のみ。
- 会員制度を導入し、商品情報等が受け取れるようになる。

3. 販売開始時期

平成30年10月

51

地方財政制度

平成30年5月23日
地方行財政ビジョン研究会

農村の困窮～地方財政調整制度創設の時代背景～

世界的な大恐慌の嵐は、日本経済に深刻な打撃を与え、資本主義経済の発達によりもたらされた都市部と農村部における経済力の較差と、それに基づく地方団体間の財政力の不均衡を一層増大させることとなった。

農山漁村における不況は甚だしく、これらの地域の地方団体は、税源の枯渇に悩むこととなった。

(中略)

全国一律の税率で徴収されている直接国税と地方税の割合をみると、東京府で0.8、大阪府で1となっているのに対し、岩手、青森、鳥取の各県では4倍から5倍となっており、これらの地域における地方税の負担がいかに重たかったかが示されている。

(『地方自治百年史』(地方自治百年史編集委員会))

地方税源の状況(昭和7年度)

(単位:千円)

府 県	県民所得額	生産額	直接国税額	地方税額	直接国税に対する地方税の割合
東京府	857,926	1,083,346	78,057	59,690	0.764
大阪府	442,562	1,286,457	38,855	40,104	1.032
愛知県	121,508	742,778	11,992	24,876	2.074
兵庫県	111,465	748,604	20,193	33,003	1.634
福岡県	98,863	466,383	9,125	22,217	2.434
岩手県	11,588	92,950	1,450	6,405	4.416
青森県	11,623	81,224	1,457	6,962	4.778
鳥取県	9,976	52,028	1,110	4,575	4.122

地方財政調整制度の提唱

内務省は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、農山村における財政窮乏を救って、地方自治行政の円滑な遂行を確保するため、(中略)地方財政調整制度の必要性を提唱し、昭和七年八月、「地方財政調整交付金制度要綱案」を発表した(未成立)。(『地方自治百年史』)

『地方財政調整交付金制度要綱案』骨子 (『地方交付税法沿革史』(自治省))

- ① 交付金の総額は、新設または増徴される国税の一定割合および義務教育費国庫負担金の一部をもってその財源とすること。
- ② 総額のうち道府県に3分の1、市町村に3分の2を配分すること。
- ③ 道府県分、市町村分とも、これを「一般交付金」、「資力薄弱団体交付金」および「特別団体交付金」に区分し配分すること。
- ④ 一般交付金は総額の3分の1とし人口を基準として配分し、資力薄弱団体交付金および特別団体交付金は総額の3分の2(後者は交付金総額の15分の1以下)とし、前者は課税力を標準とし、後者は人口の少ない団体、公債費の多い団体等に配分すること。
- ⑤ 配分を受けた交付金は、税負担の軽減に充てるものとする。

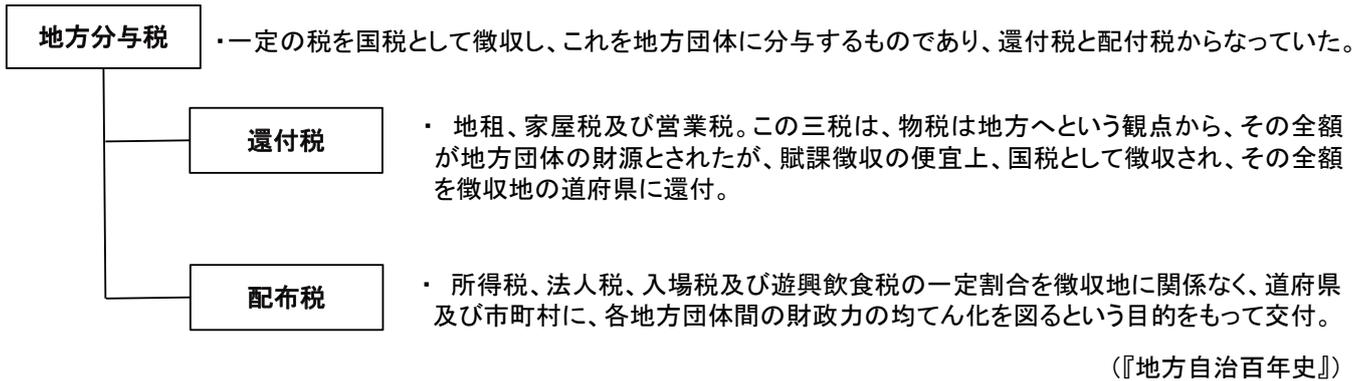
○臨時町村財政補給金(昭和11年)

財政が窮乏し、税負担の過重なる町村を対象として総額の85%を配分し、残りの15%を特殊な事由による窮乏団体に配分した。したがって、税の賦課率が一定の限度に達しない町村は交付されず、(中略)またその使途は過重なる税負担に限られた。(『内務省史 第2巻』(大霞会))

○臨時地方財政補給金(昭和12～13年)

○地方分与税(昭和15年)

地方分与税（S15～S25）



<配付税とは>

財政力の弱い団体ほど相対的に多くの額が分与される制度であった。また、配付税の用途が特定されていない点、更に、その総額が国税の一定割合とされ、その額が地方団体の歳入において大きな割合を占めるに至った点においても、本格的な地方財政調整制度といえる。（『地方自治百年史』）

<地方分与税と臨時地方財政補給金との違い>

（当時の狭間茂地方局長）「臨時地方財政補給金とは全然性質が違うものでありまして、補給金は廃減税以外には使いませぬ。併しながら分与税は、左様な税の軽減ということを目的として居るのではなくして、……地方団体間の負担の均衡を図り、又地方の財源を充足してやるということを目的と致して居るものであります」

（『内務省史 第2巻』）

3

シャープ勧告①

○ シャープ勧告は、その中でとくに我が国の地方財政調整制度の改革に関する問題を取り上げ、従来の地方配付税制度を廃止して、新たに地方財政平衡交付金制度を創設すべきことを示した。（中略）シャープ勧告において、地方配付税の欠点として指摘されたことは、

① 総額の決定については地方配付税の総額が、国税である所得税および法人税に対する一定割合とされているため、地方財源として真に必要な額と一致することについての保障がなく、しかも、その割合は、国庫財政の都合（たとえば昭和24年度においてはドッジ・ラインに基づく超均衡財政政策のため地方配付税の率が半減された。）により一方的に変更されることにより地方財政を不安定にし、また基礎となつている国税は、経済の変動に対して敏感であるため、毎年度の総額に大幅に変動を及ぼすこととなる。

② この（地方配付税の）方法では、財源の均衡はある程度はかられるとしても、各団体ごとの実際の財政力と財政需要を反映しない独断的な面があり、また配分に当って、当初から道府県分と市町村分の枠を定めることについても、そのそれぞれの所要額が合理的研究に基づいて定められたものではない。

という、2点であり、（中略）これに代えて総額および配分方法を地方団体の必要と財源とに応じて決定し、国庫の一般資金から支出する「平衡交付金」制度を設けるべきであるということその内容としている。

（『地方交付税沿革史』）

4

地方財政平衡交付金（S 25～S 29）

地方財政平衡交付金法（抜粋）

第一条（この法律の目的）

この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方財政平衡交付金の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するために、地方団体に対し適当な財源を供与し、もつてその独立性を強化することを目的とする。

第六条（交付金の種類及び総額の決定）

- 1 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。
- 2 毎年度分として交付すべき普通交付金の総額は、当該年度において基準財政需要額が基準財政収入額を超えると認められる地方団体の当該超過額の合算額を基礎として定める。
- 3 毎年度分として交付すべき特別交付金の総額は、普通交付金の総額の九十二分の八に相当する額とする。

第十条（普通交付金の額の算定）

- 1 交付金は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して交付する。
- 2 前項の地方団体に対して交付すべき交付金の額は、交付金の総額を、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額にあん分して算定する。

第十一条（基準財政需要額の算定方法）

基準財政需要額は、測定単位の数値を第十三条の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。

第十二条（測定単位）

地方行政に要する経費の測定単位は、地方団体の種類ごとに左の表の中欄に掲げる経費について、それぞれその下欄に定めるものとする。

5

地方交付税制度への転換

- シャウブ勧告に基づいて創設された地方財政平衡交付金制度は、財源保障制度としては理論的には完璧に近いものであったが、その運用の実態は理想とはほど遠いものであった。

地方財政平衡交付金の総額をめぐる国庫財政当局と地方財政当局との意見の対立は常に熾烈であった。

- 結局、推計的手段を用いるものである以上、歳入にしても、歳出にしても、その立場立場によってさまざまな意見が生じることになり、とくに給与費や税収入については、しばしば意見の相違が生じ、毎年度、総額の決定に当たって、国と地方と間に紛争を重ねる結果を生むに至り、結局、交付金総額の決定は、政治的に行われているという事態が通常となった。

（『地方交付税沿革史』）

- 制度の理想と運用の実態との乖離により、地方財政平衡交付金制度に対する地方公共団体の信頼は次第に失われ、また、国庫当局の側にも、毎年度平衡交付金の総額がいくらになるかわからないということでは予算の編成上も困るので、その総額の決定について何等かの安定したルールを作る方がよいという意見が強くなっていった。

（『地方自治百年史』）

<地方交付税制度への移行>

- 地方制度調査会は、昭和28年10月答申を行い、その中で、地方財政平衡交付金制度については廃止し、これに代えて地方交付税制度を創設すべきであるとする答申を行った。

- 地方財政平衡交付金制度から地方交付税制度への改正は、要約すれば、

- ① 保障財源を一定国税の収入額にリンクすることによって、地方団体の独立財源としての性格をつよめ、かつ、地方財政平衡交付金における単年度財源保障方式に対して、長期的財源保障方式としたこと
- ② 各地方団体ごとの交付額については、地方財政平衡交付金における財源不足額補填方式を踏襲して完全な財源保障機能をもたせたこと

の2点となる。

（『新地方財政調整制度論』（石原信雄）

6

地方交付税（S29～）

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている
地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、**いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）**

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、**地方の固有財源である**と考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の22.3%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%
特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

7

義務教育国庫負担金

<昭和15年 義務教育費国庫負担法(旧法)が施行>

○ 教員の給与等を市町村から道府県の負担とし、その実支出(実員実額)の1/2を国が負担。

<昭和25年 義務教育費国庫負担制度の廃止>

○ 「シャープ勧告」(昭和24年9月)を受け、義務教育費国庫負担制度が廃止され、新たに創設された「地方財政平衡交付金制度」に吸収される。

<昭和25年 標準義務教育の標準教育費に関する法律案の提出>

○ 義務教育費国庫負担金の地方財政平衡交付金への統合に強く反対していた文部省は、特例法を作って義務教育費に関する基準財政需要額は文部大臣が定めるところによって算定した標準教育費によるべきことを企画し、「標準義務教育の標準教育費に関する法律案」を閣議に提出したが、実現しなかった。(『新地方財政調整制度論』)

<昭和27年 義務教育費国庫負担金法案(文部省案)作成>

(文部省案は)義務教育費国庫負担金の算定事務一切は文部大臣の所轄とし、(中略)一切の教育関係経費を地方財政一般から切り離して、文部大臣—教育委員会の系統に一本化するものにほかならない。(中略)もし、このとき文部省案が通っていたら、都道府県の性格は一変していたであろうし、地方行政は、四分五裂していたであろう。事実、厚生省でも社会福祉行政について同様の考え方があり、義務教育費がうまく行ったら同じ動き方をしようという企図があった。そうなれば、地方財政の総合性など吹っ飛んでいたであろうし、地方自治は壊滅していたであろう。(『自治の流れの中で』)

<昭和28年 「義務教育費国庫負担法」の施行>

○ 実支出(実員実額)の1/2を国が負担(負担対象職員として職員以外の事務職員が加わる等)。

8